

INDEX

🔍 小竹町ガイド 6

🚶 防災・救急 23

📄 届け出・証明 26

💰 税金 28

💗 保険・年金 30

👨👩 福祉・健康 33

👨👩👧 子育て・教育 39

🏠 生活・環境 43

🗣️ 相談・自治会 48

🗳️ 議会・選挙 49

📖 生活ガイド 50

小竹町役場

〒820-1192
福岡県鞍手郡
小竹町大字勝野3167番地1

TEL. 09496-2-1212

FAX. 09496-2-1140



各課のダイヤル案内

代表電話番号 ☎09496-2-1212

令和3年4月1日現在

課名	係名	直通番号	課名	係名	直通番号
総務課	庶務係	☎2-1212	会計課	会計係	☎2-1958
	人事係	☎2-1212	農政環境課	農業振興係	☎2-1167
	財政係	☎2-1212		環境係	☎2-1946
	情報人権係	☎2-1212	建設課	建設事務係	☎2-1900
企画調整課	企画係	☎2-1214		建設技術係	☎2-1900
	商工観光係	☎2-1214	上下水道課	水道事務係	☎2-1960
	コミュニティ支援係	☎2-1214		水道技術係	☎2-1960
管財課	管財係	☎2-1215		浄水係	☎2-1960
	契約係	☎2-1215		下水道事務係	☎2-1945
	住宅管理係	☎2-1215		下水道技術係	☎2-1945
税務住民課	税務係	☎2-1216	議会事務局		☎2-1967
	収納係	☎2-1216	教育課	社会教育係	☎2-0452
	住民係	☎2-1217		学校教育係	☎2-1961
健康増進課	保険年金係	☎2-1224		学校給食係 (給食センター)	☎2-0373
	健康対策係	☎2-1864	町立病院		☎2-0282
福祉課	一般福祉係	☎2-1219	教育委員会		☎2-1961
	高齢者福祉係	☎2-1219	選挙管理委員会		☎2-1212
	子育て支援係	☎2-1219	監査事務局		☎2-1212
	小竹こども園	☎2-0187	農業委員会		☎2-1167
		☎2-3855	固定資産評価審査委員会		☎2-1216
	地域包括支援センター	☎2-1225			

※課名や係の変更等により番号が変更されることがあります。

小竹町の電話番号が変わります！

小竹町では、市外局番の「09496」が「0949」となり、市内局番が次のとおり変更となります。

変更前	変更後
09496-2-△△△△	0949-62-△△△△
09496-4-△△△△	0949-64-△△△△
09496-5-△△△△	0949-65-△△△△
09496-6-△△△△	0949-66-△△△△
09496-8-△△△△	0949-68-△△△△

※下4桁の部分(△△△△)の変更はありません。

変更実施日

令和4年3月1日(火)

ごあいさつ
greetings

小竹町長 松尾 勝徳



小竹町は、昭和3年1月1日に郡制廃止法の施行により、勝野村から町制施行し、誕生しました。本町の人口は石炭産業の発展とともに人口が増加、最盛期には2万1千人に達しました。歴史的にみても、長崎街道を擁し、交通の要衝の地として栄え、遠賀川沿いには小さな竹藪が生い茂り「小竹の処」と呼ばれていたことが、町の由来となっています。

現在は、少子高齢化、人口減少が急速化し、地域コミュニティや地域経済に様々な影響がでてきています。しかし、小竹町には多くの自然や人々の強い繋がりが、魅力が詰まっています。次の世代に繋がるよう町民一人ひとりが自信と誇りを持って暮らせる活力に満ちた魅力あふれる安全安心のまちづくりを目指します。

こうしたまちづくりを進める中で、本町では町民の皆さまの暮らしをサポートし、より豊かなものとするための様々な行政サービスを実施しており、このたびそれらを取りまとめた「小竹町暮らしの便利帳」を発行いたします。

各種届出の方法や、税金、福祉に関する情報など、行政手続きに関する様々な情報に加え、緊急・災害時に役立つ情報や公共施設に関する情報を充実させ、町民の皆さまに住みやすさを感じていただける情報誌としてお届けいたします。

ご家庭の保存版として、日常生活にご活用いただきますとともに、小竹町の魅力を再発見していただければ幸いです。

住みたい！育てたい！訪ねたい！
あなたが主役 幸せ実感 小竹町



小竹町 暮らしの便利帳

KOTAKE TOWN GUIDE BOOK

INDEX

広告

資源と自然を大切に！
建設廃材再生施設 福岡県認定リサイクル製品
産業廃棄物処理
一般廃棄物処理(木くず類)(草・木・竹)
とび・土工事業・解体

㈱エー・アール・シー
(本社) 飯塚市勢田1279-9
(工場) 小竹町大字御徳135-43
☎ 09496-2-2023

飯塚市 エー・アール・シー 検索

小竹町給水・排水設備工事

水まわりの事なら
有限会社
梶原設備工業

小竹町大字新多321
TEL 09496-2-0757
FAX 09496-2-0782

土木・建築工事業
安部田工業(有)

小竹町大字南良津562番地の1
TEL 09496-2-7781

▶ごあいさつ	1
▶INDEX	2
▶ライフサイクルINDEX	4
小竹町ガイド	6
▶小竹町のプロフィール	6
▶小竹町役場案内	8
▶こたけ創造舎のご案内	10
▶こたけ暮らしを サポートします	11
▶町のあゆみ	12
▶こたけ歳時記	14
▶こたけ歴史探訪	16
▶こたけ自然散策	18
▶小竹町巡回バス ひまわり号	20
▶こたけの美味	22

防災・救急	23
▶災害時の避難	23
▶消防・救急・休日医療	25
届け出・証明	26
▶届け出	26
▶印鑑登録	26
▶マイナンバー制度	27
▶各種証明書発行(手数料)	27
税金	28
▶税金の種類・納期について	28
▶税の仕組み・納税の方法	29
保険・年金	30
▶国民健康保険(国保)	30
▶後期高齢者医療制度	31
▶国民年金	32



広告

基礎工事のことなら
平和建設に
お任せ
ください!!

代表者 平 和法
鞍手郡小竹町大字勝野4261-3
まずはお気軽にお電話ください
TEL 09496-2-0203

総合建設業

株式会社
ハラ工業

小竹町赤地1170番地
TEL 0949-24-0952
FAX 0949-52-6332

日々の暮らしにご活用ください



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

福祉・健康	33	生活・環境	43
▶介護保険制度	33	▶ごみ	43
▶要介護認定までの流れ	34	▶犬の登録・狂犬病予防接種	45
▶介護保険サービス	35	▶上水道	46
▶高齢者福祉	36	▶下水道	47
▶障がい者福祉	36	相談・自治会	48
▶生活保護	37	▶各種相談	48
▶住民健診	38	▶あなたも自治会へ	48
▶その他の保健事業	38	議会・選挙	49
▶乳幼児健康診査	38	▶町議会のしくみ	49
子育て・教育	39	▶選挙権	49
▶子育て情報	39	生活ガイド	50
▶学童保育所	39	※生活ガイドは、暮らしに役立つ情報を 掲載しており、有料広告ページとなります。	
▶地域子育て支援センター	39	▶かかりつけ医・かかりつけ薬局 を持ちましょう	50
▶子育て支援	39	▶小竹町商工会	51
▶子どもの予防接種	41	▶リフォームの基礎知識	52
▶認定こども園	42	▶健康マップ	54
▶教育	42	▶葬儀について	56



広告

尾山の、平屋の家。

(株) 尾山建設 ☎ 0949-24-0515
〒820-1102 鞍手郡小竹町赤地1758-5
http://oyamanoie.com

注文住宅
リフォーム
エクステリア
不動産

勝野駅徒歩2分
尾山建設 検索

広告

**不動産の事なら
是非我が社で!!**

◎土地建物の売却及び買取りのご相談
◎賃貸管理のご相談
貸家を持っているが管理が大変
◎空家管理のご相談
相続・転勤等で空家にしているので心配

**株式会社
セガフ不動産**
☎ 0120-446-388
直方市新町2丁目5番7号(直方市 消防署横)

早い・安い・安心・丁寧!

経験豊富な会員が、あなたの
「ちょっと困った」を
お手伝いをします。お気軽にご相談を
まずは、お電話を

(公)宮若・小竹シルバー人材センター
小竹出張所 ☎ 09496-2-6160
宮若本所 ☎ 0949-32-2400



こんなとき、どうするの？

ライフサイクルINDEX

広告

あなたの街のでんきやさん

パナプラザ カトー
(パナックスカトー)

オール電化・リフォーム・電化製品
空調・電気工事

☎09496-2-0065
FAX09496-2-6145

小竹町勝野 4053-6
E-mail:px-kato@cello.ocn.ne.jp

MG タクシー(株)

☎(0949)34-7700
☎(09496)2-1141

*ジャンボタクシーのご予約承ります

MG
ヘルパーステーション
介護のご用命は
☎(0949)33-3160

*車椅子のままご乗車頂けます

人と技術で明るい未来を切り拓く

有限会社 福智メンテナンス工業
FUKUCHI

代表取締役 藤島 可利

本社・プラント事業部
〒820-1101 福岡県鞍手郡小竹町御徳 151-27

派遣事業部
〒820-1101 福岡県鞍手郡小竹町御徳 167-28
TEL.09496-2-0825 FAX.09496-2-0852
E-mail : fukuchi-yf-00@crux.ocn.ne.jp

<https://fukuchi-tech.jp/>



生活

P20. 巡回バス
P28. 税金
P30. 国民健康保険
P32. 国民年金



緊急時

P23. 防災
P25. 火災



誕生

P26. 出生届
P30. 国民健康保険
P38. 乳幼児健康診査



育児

P39. 子育て支援センター
P39. 子ども医療費
P41. 予防接種
P42. 認定こども園



教育

P39. 学童保育所
P42. 小学校
P42. 中学校
P42. 就学援助制度など
P42. 教育相談

-----〈引っ越しに関する届出〉-----

引っ越ししてきたら P26. 転入届 引っ越しした日から14日以内に届出	町外へ引っ越ししていくとき P26. 転出届 引っ越し予定日の約14日前から届出	町内で住まいが変わったら P26. 転居届 引っ越しした日から14日以内に届出
---	---	--

戸籍の届出・各種登録は、**役場へ**届けてください

必要な方
P26. 印鑑登録

赤ちゃんが生まれたら P26. 出生届 生まれた日を含め14日以内に届出	結婚したら P26. 婚姻届 受理した日から効力	家族が亡くなったら P26. 死亡届 死亡したことを知った日から7日以内に届出
---	---------------------------------------	--



成人

P30. 国民健康保険
P32. 国民年金



結婚

P26. 婚姻届
P26. 戸籍
P26. 住民登録



老後

P31. 後期高齢者医療制度
P32. 国民年金
P33. 介護保険
P36. 高齢者福祉

知りたいときにすぐ見つかる!

広告

ECOプラント

筑豊舗道 株式会社

駐車場、お庭の舗装ならお任せ下さい!

小竹町大字御徳 1702-19
TEL 09496-2-0311(代) FAX 09496-2-0313

筑豊舗道株式会社 検索

軌道工事 一般土木工事

従業員募集

有限会社 長谷川建設
HASEGAWA 代表取締役 長谷川 博一 (一級土木施工管理技士)

福岡県知事許可(般)第603328号

小竹町赤地 1786-1
TEL0949-22-4553
FAX0949-22-4554

小竹町 暮らしの便利帳の使い方

暮らしに役立つ情報が
スムーズに探せます。

みなさんのお宅にお届けした「小竹町 暮らしの便利帳」は、小竹町で暮らしているみなさんのためのガイドブックです。ぜひ、毎日の暮らしの中でお役立てください。



表紙と本文のカラーインデックスが連動しているため、直感的にスピーディに、目的の情報にたどり着くことができます。

とっても便利な三部構成!

- 街への愛情が深まる **地域情報**
- 困った時に頼れる **行政情報**
- 毎日の暮らしを支える **生活情報**

小竹町のプロフィール

Kotake Town profile



明治17年、勝野・新多・新山崎・南良津・御徳・赤地・中泉の7ヶ村で勝野村外6ヶ村戸長役場を置き、明治22年町村施行の際に中泉村は福地村（現直方市）に併合され、他の6ヶ村を合併して勝野村として発足しました。昭和3年（1928）1月1日、勝野村に町制が施行され現町名に名称変更されました。町名の由来は古来町内の街道沿いに竹藪が生い茂り、小竹の町まで続いていて、「小竹の処」といわれたのが町名のおこりになったといわれています。

小竹町は福岡県の中央部、鞍手郡の南東部に位置し、北から東は直方市、東から南は飯塚市、西は宮若市に接しています。東部、西部には小丘陵があるほかは概ね平坦で町の中央部を遠賀川が北流しています。

位置

東経 130°42°
北緯 33°41°



人口・世帯数 （令和3年7月31日現在）

総人口 **7,348** 人
男性 **3,546** 人 女性 **3,802** 人
世帯数 **3,862** 世帯

町のシンボル

▶ 町の花「ひまわり」



▶ 町の木「きんもくせい」



▶ 町章

昭和13年1月1日制定。「小竹」の文字をデザイン化し、色は竹をイメージしています。



小竹町民憲章

私たちの小竹町は、遠賀川の流に育まれ、長崎街道と石炭産業の歴史をもつ町です。私たち小竹町民は、自然の恵みや伝統文化を大切に、お互いに協力して、安全で安心な住みよいまちづくりを実現するため、ここに町民憲章を定めます。

私たち小竹町民は
地域社会の一員として 果たすべき役割と責任を自覚し 自ら考え自ら行動し 地域のことは地域で話し合い 力を合わせて 心豊かな 楽しい 健康で明るいまちをつくります。

第5次小竹町総合計画将来像

『住みたい！育てたい！訪ねたい！
あなたが主役 幸せ実感 小竹町』

5つの基本テーマ

- ① 優しさを感じ 住みたいと思える町
- ② 活力に満ち 発展を続ける町
- ③ 安全・安心を実感し 快適に暮らせる町
- ④ みんなが主役 絆によって集う町
- ⑤ 町民の信頼に応え 住み続けられる町

広告

地域の発展に貢献する

◆ 特定建設業 ◆



株式会社 **英建設**

現場監督
作業員募集



TEL (09496) 2-4007

小竹町御徳 2120-1 FAX (09496) 2-4070

URL <http://www.hanabusa-k.jp/>

英建設

検索

広告

土木建築設計施工

有限会社 **池組**

小竹町新多 441

TEL (09496) 2-3830

FAX (09496) 2-3831

特定建設業 / 不動産業



扶桑興産
株式会社

小竹町大字御徳 2008

TEL (09496) 2-1514 (代)

FAX (09496) 2-1660

耐震性能を高めた町の防災拠点、使いやすさにも配慮

新庁舎は、建物と設備の耐震性能を高め、町の防災拠点としての機能を備えた安全性の高い庁舎です。また、ユニバーサルデザインの導入や各階に多機能トイレを設置するなど、誰もが安心して利用できるようになりました。

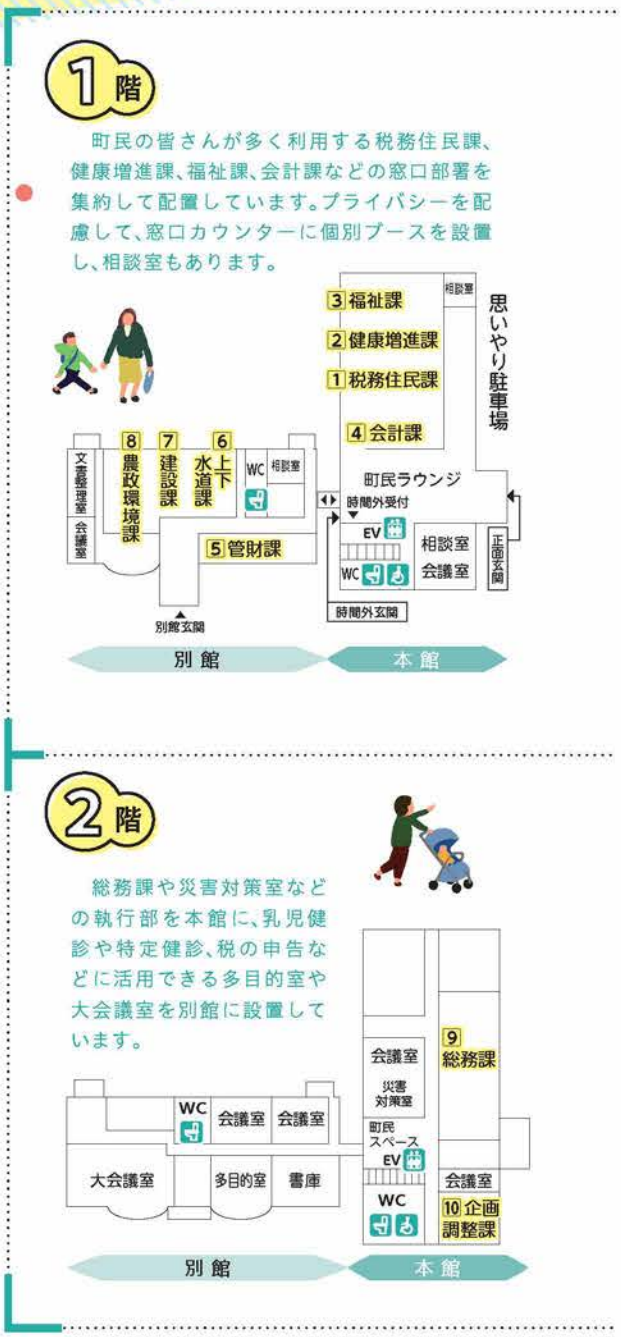
さらに、町民の皆さんの活動や交流できる場として、各階に町民スペースを設け、親しみやすさと利用者の利便性向上にも配慮しています。

小竹町役場

所在地 小竹町大字勝野3167番地1(小竹駅西口前)



小竹町ガイド



1 税務住民課 ☎ 2・1216

税務係
▷ 町税証明、税金

収納係
☎ 2・1216
▷ 各種税の収納、滞納処分

住民係
☎ 2・1217
▷ 住所・戸籍届、印鑑登録、電子証明等

2 健康増進課 ☎ 2・1224

保険年金係
☎ 2・1224
▷ 国保、後期高齢者医療制度、年金等

健康対策係
☎ 2・1864
▷ 健康づくり、各種健診・予防接種等

3 福祉課 ☎ 2・1219

高齢者福祉係
▷ 高齢者福祉・相談、介護保険給付等

一般福祉係
▷ 障がい福祉・相談、生活保護等

子育て支援係
▷ 児童手当、子ども子育て支援等

地域包括支援センター
☎ 2・1225
▷ 高齢者に係る総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント等

4 会計課(お支払い窓口)

会計係
☎ 2・1958
▷ 公金の出納事務等

5 管財課 ☎ 2・1215

管財係
▷ 公有財産管理等

契約係
▷ 入札事務等

住宅管理係
▷ 町営住宅の維持・管理等、公共施設の設計・施行・監督等

6 上下水道課

水道事務係
☎ 2・1960
▷ 水道料金等

水道技術係
☎ 2・1960
▷ 水道施設・給水工事、水質検査等

浄水係
☎ 2・1960
▷ 取水導水施設・浄水場の維持管理、水質管理

下水道事務係
☎ 2・1945
▷ 下水道料金等

下水道技術係
☎ 2・1945
▷ 下水道工事等

7 建設課 ☎ 2・1900

建設事務係
▷ 土木事務、道路管理等

建設技術係
▷ 道路、橋りょう、河川の新設・改良・補修等

8 農政環境課

農業振興係
☎ 2・1167
▷ 振興対策、担い手支援、有害鳥獣駆除等

環境係
☎ 2・1946
▷ 一般廃棄物(ごみ・し尿)、浄化槽、犬の登録、墓地等

9 総務課 ☎ 2・1212

庶務係
▷ 行政改革、消防防災、選挙等

人事係
▷ 町長・副町長の秘書、人事等

財政係
▷ 財政計画、予算編成、公会計事務等

情報人権係
▷ 情報公開、電算システム管理、人権、男女共同参画等

10 企画調整課 ☎ 2・1214

企画係
▷ 総合計画、都市計画、移住定住、広報等

商工観光係
▷ 商業・工業・観光振興、消費者行政等

コミュニティ支援係
▷ 自治会、防犯、交通安全等

11 議会事務局 ☎ 2・1967

▷ 本会議、常任委員会、議会運営委員会、議員の福利厚生、会議録調製等

3階

議場などの議会関連諸室を配置しています。

議場傍聴席には、誰もが利用できるように車椅子席があります。

議場
議会諸室
11 議会事務局

別館 本館

小竹町ガイド

福岡県 子育て応援宣言 福岡県 介護応援宣言

株式会社 **九州開発**

福岡県知事許可(般-1)第112870号

〒820-1101 福岡県鞍手郡小竹町大字御徳 1771-3
TEL.09496-2-1070 FAX.09496-2-1071

About a digital book

2021年12月より公開

小竹町 暮らしの便利帳が **電子書籍** に!!

パソコンやあなたのお手持ちの携帯端末でご覧になれます!

「わが街事典」電子書籍の特徴

お手持ちの携帯端末にダウンロードすることで、簡単に持ち運びでき、好きなシーンで活用できます。使いやすいインターフェイスと電子書籍ならではの拡大・縮小機能で、どこでもどなたでもご利用いただけます。

いつでも持ち歩ける **利便性**

無料

iPhoneアプリ版 iPadアプリ版 Androidアプリ版

ダウンロード方法や対応端末など詳しくはこちら

わが街事典 電子書籍アプリ 検索



地域交流
お試し居住体験
の活動拠点

こたけ創造舎 のご案内

お試し居住体験

町外から移住・二地域居住を希望している人に短期で貸し出し、町内生活を体験してもらいます。体験者には、子育てや就労、新規就農などそれぞれのニーズに応じた移住を支援するプログラムを組み、地域の魅力を体感してもらうことで、移住・定住の実現をサポートします。

お問い合わせ

企画調整課
TEL:09496-2-1214 FAX:09496-2-1140

お試し居住体験 以外の活用

地域の人たちの交流の場として活用できます。イベントや趣味の講座、講演会などを開いたり、活用方法はたくさんあります。この場をきっかけに、ものづくりやコミュニティづくりなど新しい何か(こと・もの・ひと)が創造されることを期待しています。



利用期間
1月4日から12月28日まで
※臨時休業日の場合がありますので事前の電話確認をお願いします。

利用時間
午前9時から午後5時まで
5日前までに利用申込みをされた場合、午後10時までの利用が可能です。

利用料金
1時間500円

利用可能備品
ギャラリー
展示台、ビクチャーレール、スポットライト
コミュニティスペース
プロジェクター、音響機器、固定スクリーン、机、椅子
キッチン
ガスコンロ2口、2槽シンク、調理器具、調理家電、オープンレンジ、冷蔵庫、炊飯器、湯沸かしポット
※利用可能備品は、告知なく変更する場合があります。

アクセス
〒820-1103
福岡県鞍手郡小竹町大字勝野3304番地



こたけ暮らしを サポートします

小竹町で新生活をスタートさせる世帯を
支援する制度



小竹町結婚新生活支援補助金

婚姻に伴う新生活を経済的に支援し、少子化対策の強化を図るため、新婚世帯に対して、新居の購入・賃貸・引越にかかる費用の一部を補助します。

補助金額

1世帯あたり30万円(上限)
※婚姻日において夫婦ともに29歳以下の場合は、60万円を上限とします。

対象要件

- ①令和3年4月1日から令和4年3月1日までの間に婚姻届を提出し、受理された世帯の夫婦で町内に住所があること
- ②申請日に夫婦いずれかの住民票の住所が入居する住居の住所であること
- ③申請日から2年以上継続して居住の意思があること
- ④夫婦の所得額の合計額(令和2年中)が400万円未満で婚姻日における年齢が夫婦ともに39歳以下であること
- ⑤町税等の滞納がないこと
- ⑥生活保護による住宅扶助や他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- ⑦過去に結婚新生活支援事業の補助を受けていないこと
- ⑧世帯に暴力団員がいないこと

対象となる費用

- 令和3年4月1日～令和4年3月1日の間に支払った次の経費が対象です。
1. 住宅の購入費・賃借費用(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料)
 2. 引越し費用(引越業者、運送業者等への支払いに係る実費)

申請方法

小竹町結婚新生活支援補助金交付申請書(様式第1号)に掲げる書類を添えて、下記まで申請してください。

提出先 福祉課子育て支援係
申請期限 令和4年3月15日(火)

お問い合わせ

福祉課子育て支援係
TEL:2・1219
企画調整課企画係
TEL:2・1214



小竹町移住者住宅取得補助金

定住人口の増加を促進し、地域の活性化を図るため、移住者に対して、新築住宅・新築建売住宅・中古住宅の購入にかかる費用の一部を補助します。

補助金額

- ◆新築住宅・新築建売住宅の購入
基本額 50万円(上限)
- ◆中古住宅の購入
基本額 20万円(上限)

対象要件

- ①令和2年6月1日から令和7年3月31日までに町内に自己が居住する住宅(新築・新築建売住宅・中古住宅)を取得し、町外からその住宅に移住していること
- ②住宅の取得日における年齢が満50歳未満であること
- ③住宅取得権の持ち分を2分の1以上有している住宅に居住していること
- ④町税等の滞納がないこと
- ⑤世帯に暴力団員がいないこと

申請方法

小竹町移住者住宅取得補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に掲げる書類を添えて、下記まで申請してください。

提出先 企画調整課企画係

お問い合わせ

企画調整課企画係 TEL:2・1214

広告

建築一式工事業

一機工務店

鞍手郡小竹町大字勝野 4103-2
TEL (09496)2-7323

**小竹町
フォトギャラリー**
Kotake Town
Photo Gallery



**小竹町
フォトギャラリー**
Kotake Town
Photo Gallery



01 町のあゆみ(年表)



広告

土木・建築工事一式

古藤建設

福岡県鞍手郡小竹町大字新山崎363-1
TEL (09496)2-6930

カッター工事 ダイヤモンドコア抜き工事
一般土木 ウォルソー工事
各種アンカー工事 上下水道工事

(株)筑豊 ダイヤ

小竹町大字勝野 2808-1
TEL 09496-2-4631
FAX 09496-2-0004

昭和3年 (1928年)	●町制を施行
昭和6年 (1931年)	●鴻ノ巣橋を御徳区及び帝國炭業(株)から寄贈
昭和9年 (1934年)	●勝野塩頭線道路新設
昭和11年 (1936年)	●南良津駐在所完成
昭和12年 (1937年)	●小竹町青年学校設置
昭和19年 (1944年)	●南良津堀越線道路新設
昭和22年 (1947年)	●新制中学校発足
昭和23年 (1948年)	●小竹町自治警察を設置
昭和26年 (1951年)	●小竹町営診療所を開設
昭和27年 (1952年)	●中学校講堂建築
昭和28年 (1953年)	●小竹町商工会発足
昭和29年 (1954年)	●勝野、南良津、桃山各保育所開園
昭和30年 (1955年)	●西小学校新設
昭和33年 (1958年)	●南小学校講堂完成
昭和38年 (1963年)	●小竹炭鉱閉山
昭和39年 (1964年)	●東京オリンピック大会開催、聖火通過

昭和40年 (1965年)	●御徳工場団地完成
昭和42年 (1967年)	●役場庁舎移転新築
昭和43年 (1968年)	●町営水道給水開始
昭和44年 (1969年)	●国鉄篠栗線開通 ●古河目尾炭鉱閉山
昭和45年 (1970年)	●小竹町中央公民館完成 (現北公民館)
昭和47年 (1972年)	●福岡県体力づくり推進大会、小竹町で開催
昭和49年 (1974年)	●町民プール完成
昭和50年 (1975年)	●町立幼稚園新築、開園
昭和51年 (1976年)	●広域消防組合の小竹出張所新設、救急自動車配備
昭和52年 (1977年)	●住民センター完成
昭和53年 (1978年)	●小竹東幼稚園開園
昭和54年 (1979年)	●中央公民館、勤労者体育センター(現町民体育館)完成
昭和55年 (1980年)	●町民グラウンド完成
昭和57年 (1982年)	●児童体育館・雇用促進事業団住宅完成
昭和58年 (1983年)	●小竹南住民センター(峰畑区)完成
昭和59年 (1984年)	●新多コミュニティセンター完成

旧役場庁舎
(明治32年竣工)



昭和49年まで
走り続けたSL



小竹駅
自由通路開通



中央跨線橋完成



広告

昭和60年 (1985年)	●小竹町史編纂
昭和61年 (1986年)	●保健センター新築完成
昭和62年 (1987年)	●町立病院全面改築工事完成
昭和63年 (1988年)	●緑道公園第一期工事完成
平成元年 (1989年)	●JR九州宮田線廃止
平成2年 (1990年)	●平成筑豊鉄道あかち駅完成
平成3年 (1991年)	●総合福祉センター完成
平成4年 (1992年)	●七福コミュニティセンター完成
平成5年 (1993年)	●毛勝に県立高等技術専門学校完成、開校
平成8年 (1996年)	●合屋古墳町文化財第1号指定
平成9年 (1997年)	●三六フレッシュパーク完成
平成10年 (1998年)	●町の花「ひまわり」に制定
平成11年 (1999年)	●ライスセンター完成
平成12年 (2000年)	●介護保険制度開始
平成13年 (2001年)	●町内巡回バス「ひまわり号」の運行開始
平成14年 (2002年)	●学童保育開始 ●学校週5日制開始

平成15年 (2003年)	●防災行政無線を設置 ●小竹町ホームページを開設
平成16年 (2004年)	●児童館完成
平成17年 (2005年)	●役場窓口業務の延長開始
平成18年 (2006年)	●南良津獅子舞町文化財第2号指定
平成20年 (2008年)	●小竹町民憲章制定
平成21年 (2009年)	●ひまわり公園完成
平成22年 (2010年)	●小竹西学童保育所開設
平成23年 (2011年)	●小竹北学童保育所開設
平成24年 (2012年)	●小竹南学童保育所開設 ●小竹祇園山笠町文化財第3号指定
平成25年 (2013年)	●地域包括支援センター開設
平成26年 (2014年)	●蛇牟田川排水機場完成
平成27年 (2015年)	●中学校給食開始 ●小竹こども園開設
平成29年 (2017年)	●こたけ創造舎開設
令和元年 (2019年)	●蒸気機関車アルコ23号、貨車ロト39号復元
令和2年 (2020年)	●役場庁舎移転新築
令和3年 (2021年)	●蒸気機関車アルコ23号、貨車ロト39号町文化財第4号指定

Ario Construction Industry Co., Ltd

特定建設業

株式会社 アリオ建設工業

〒820-1104 福岡県鞍手郡小竹町新多 1382
TEL:09496-2-5988 FAX:09496-2-6940
E-mail ario@drive.ocn.ne.jp

建材・金物・住宅機器
土木資材・エクステリア・その他

大西商産

建材・金物 卸小売業

☎(0948)92-7239
☎(0948)92-0112

飯塚市口原 765

大西商産 検索

Eメール o-shosan@chive.ocn.ne.jp



小竹町
フォトギャラリー

Kotake Town
Photo Gallery



小竹町
フォトギャラリー

Kotake Town
Photo Gallery



す み よ か こ た け 02 こたけ歳時記



小竹町ガイド



こたけボタカン駅伝

“ボタ山”の跡地(山の里自然農園)を走る『こたけボタ山クロスカントリー駅伝』。住民有志が町おこしのために開催します。起伏にとんだ周回コースを4時間かけてチームで走り繋げ、周回数を競い合います。子どもから大人まで幅広い年代の人たちが参加し、達成感を共有できます。



汗を流そう!

5月



7月



小竹町文化財指定第2号

南良津獅子舞

宝暦2年(1752年)に8年続いた豊作を祝って獅子舞を「秋のおくんち」に奉納したのがはじまりとされています。毎年田植えが終わる7月の時期に、家内安全・五穀豊穡などの願いを込めて受け継がれてきた南良津区に伝わる獅子舞。前奏・古楽・道楽・出端の型があり、雄獅子と雌獅子が笛や太鼓のリズムに合わせて勇壮活発に舞を繰り広げます。



子ども獅子もかわいらしく舞います



7月

小竹町文化財指定第3号

小竹祇園山笠

五色の幕やちょうちん、飾りをほどこした山笠は、疫病退散や怨霊沈静を願う、小竹貴船神社に伝わる奉納行事です。約200年以上にわたり伝承し、地域で守り続けています。和太鼓の音とともに駆け巡る山笠は、高さ約4メートル、幅約2メートルあります。大きく上下に揺らす“がぶり”や、車輪を軸に回転させる“引廻し”が見せ場です。



10月

秋風と灯りの夕べ

竹灯籠の灯りに包まれた幻想的な空間で、詩や絵本の語りや音楽は、人々の心を癒します。心温まり、感動で涙する人も…。人のぬくもりを感じたいあなたにおすすめです。中央公民館で開催します。



家族や友達と参加したい！
小竹町の一大会事です



11月

小竹町民まつり

中央公民館や広場、町民体育館で盛大に開催され、多くの人で賑わいます。小中学生によるこどもたちの発表会や作品展示。日頃のサークル活動や生涯学習の成果を発表するステージやバザーなど盛りだくさんの催しがあり、小竹の力を結集して取り組む一大イベントです。

小竹恵比須座

五穀豊穡・商売繁盛・家内安全・交通安全・合格祈願を祈願し、小竹貴船神社で行われます。縁起物や特賞が当たるくじ引きや餅まきがあります。



12月

広告

建設業は楽しい!!

DAISHIN CORPORATION

株式会社大新

所在地 福岡県鞍手郡小竹町大字南良津1976 TEL09496-2-1550 FAX09496-2-1435 作業スタッフ、監督スタッフ 募集中!!

**小竹町
フォトギャラリー**

Kotake Town
Photo Gallery

03 こたけ歴史探訪

合屋古墳 小竹町文化財指定第1号

6世紀後半に築造された円墳横穴式石室は前後2室からなる複重構造です。小竹町内に現存する唯一の石室古墳であり、当地域の大変貴重な歴史資料として保存されています。



六地藏

小竹上町にある二体型六体組の六地藏は寺記によれば寛延3年(1750年)に、川上からこの地に流れ着き、「河中に尊い仏像がある。早く引き上げよ。」とお告げがあり、引き上げられたと言ひ伝えがります。六つの地藏は人間の六道(地獄、餓鬼、畜生、修羅、人間、天上)の罪苦を救うといわれています。

大祖神社

慶応元年(1389年)疫病流行の折、山上の樟に靈光があり、村人はこれを神のおつげと信じ、神を祀りひたすら祈ると、靈験あらたかに疫病は治まったといわれています。山上の奥の院には岩見重太郎がひび退治をし、村人の難儀を救ったという伝説の祠が今も残っています。

祭神 伊弉諾命・伊弉冉命



絹干神社

毎年田植が終わると五穀豊穡、家内安全を祈って神相撲が行われていました。境内には自然林があって、特にコバンモチの巨樹は、県下でも珍しく貴重なものです。

堀河天皇が寛治2年(1088年)新多区の上日鼻に勧請され、至徳元年(1384年)社地を同区一井ヶ浦に遷宮。祭神は、機織姫命、同区の氏神様として信仰を集めています。大正9年(1920年)神殿と拝殿が改築されました。

祭神 機織姫命



十三仏

小竹町には古くから十三仏を祀る習俗があります。町内には15か所あり、小竹地方四国「千人詣り」の巡路にもなっています。



兵士・庶民の戦争資料館

戦争体験者である初代館長武富登巳男氏は、戦地でなくなった戦友たちの思いと共に、血と涙の戦争を二度と繰り返さないようにこの資料館を開館。資料収集や展示、講演など精力的に活動されてきました。初代館長がなくなられた今でも、子の慈海氏(館長)にその思いが受け継がれています。この資料館は、兵士・庶民の立場から戦争の真実を追及し、戦争の非人間性、愚かさ、非条理性、悲惨さを訴え続けています。

見学無料・要予約 ☎ 09496-2-8565 開 13時30分から17時まで 休 水曜日・木曜日 所 小竹町大字御徳415番地13



三猿塔

「見ざる、聞かざる、言わざる」の三様の姿をした猿の形を刻んだこの像は、町内ただ一つの珍しい石の塔(庚申塔)として親しまれています。(厳島神社内)



蒸気機関車アルコ23号・貨車口39号

小竹町文化財指定第4号

大正9年(1920年)にアメリカから輸入された機関車。通称「アルコ号」は、昭和51年の貝島炭鉱閉山まで残った大変珍しいSLです。アルコ号は四角い野水タンクから「弁当箱」という愛称で親しまれ、主に坑道を埋めるための砂を現陸上自衛隊飯塚駐屯地の山から運搬することに特化して使用されていました。

広告

信覚寺

小竹町勝野 3733-2
☎ (09496)2-0097

**小竹町
フォトギャラリー**

Kotake Town
Photo Gallery



**小竹町
フォトギャラリー**

Kotake Town
Photo Gallery



04 こたけ自然散策



竹スピーカー Bamboon

小竹町商工会女性部監修の地元作家さん制作。自然素材の【竹】を使用したスマートフォン用のスピーカーは、竹に反響して音がまろやかに増幅されます。アウトドアでも使えるエコなスピーカーはいかがですか？



竹でできた
スピーカー！

遠賀川自然公園“ わくわくごとくりバー”

国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所と連携し、生き物が遠賀川から田んぼへ行き来できるように水路等を整備した体験型施設です。平成28年3月に完成し、北小の児童が命名しました。

公園には魚類・植物・鳥などが生息しています。川に住む魚たちをはじめ、カエルや貝、トンボなどさまざまな生き物たちのすみかや産卵場所をつくることですみやすい環境になっています。

子どもたちの
環境学習の場
としても活用！



小竹町遠賀川 河川公園

旧庁舎前からふれあい橋へ向かって広がる道と1本の樹木があり、開放的な空間です。春には菜の花が一面に咲き、夏には“ひがな花まつり”の催しがあるなど、町民のやすらぎの場として親しまれています。



休日は広々とした公園で
過ごしてみませんか？



昭和の森

自然とふれあいながら健康増進を図るためにつくられた公園です。月1回ペースで“こたけプレーパーク”が開催され、子どもたちがロープのアスレチックや秘密基地などをつくったりして自然遊びを楽しんでいます。

POINT “こたけプレーパーク”は、子どもの豊かな感受性を育むことを目的としています。



南良津親水公園 (小竹団地調整池)

四季折々に、多くの種類の鳥たちが集まり、“ウーウー”、“コココ”などさまざまな鳴き声が聞こえます。珍しい鳥たちをみることができますよ！



赤地天満宮 大イチョウ

赤地天満宮の境内にあるイチョウの大樹は胸高周囲が5.6メートルあります。小竹町で一番大きなイチョウの木です。



Check

ブルーベリー

風の良く通る高台の自然の中で土づくりにこだわり、農薬を使わずに大事に育てられています。大粒で甘さがあり、糖度の高い12種類のブルーベリーが食べられます。(収穫時期はおおよそ6月中旬～8月中旬頃)



山の里自然農園自慢の ブルーベリーとオリーブ



山の里自然農園

炭鉱で栄えた筑豊地区を象徴する“ボタ山”の跡地で高台にあり、筑豊が一望できる広大な農園です。園内は、約1700本のブルーベリーの木が植えられ、オリーブも栽培されています。ブルーベリー園が開園する夏には、多くの人たちがブルーベリー狩りや手作りピザ体験などを楽しめます。



広告

**MISSION VALLEY
ゴルフクラブ**

格調高く戦略性に富んだ
チャンピオンシップコース！
設計/監修 グラハム・マーシュゴルフデザイン社

<http://missionvalley-gc.com>

〒820-1103
福岡県鞍手郡小竹町勝野1870-1
予約専用TEL: 09496-2-6200

**小竹町
フォトギャラリー**

Kotake Town
Photo Gallery



**小竹町
フォトギャラリー**

Kotake Town
Photo Gallery





KOTAKE TOWN

小竹町巡回バス ひまわり号



小竹町ガイド

ひまわり1号(青色バス)

停留場所 (1、3、5便)	停留場所 (1、3、5便)	停留場所 (2、4便)	停留場所 (2、4便)
福祉センター前発	勝野駅前	福祉センター前発	赤地区・旧島津商店前
第1分団消防車庫前 (加来医院・やはら歯科前)	兵丹区公民館	第1分団消防車庫前 (加来医院・やはら歯科前)	赤地区公民館前
勝野1区防火水槽前	南良津区・唐戸前	勝野1区防火水槽前	あかぢ駅
小竹駅西口	南良津区・宮前 (南良津神社前)	小竹駅西口	赤地区・地藏前
役場庁舎前	南良津区・公民館前	役場庁舎前	矢野酒店前
御徳3区公民館前	南良津区5組防火水槽前	勝野2区2組(ひまわり公園前)	鴻ノ巣団地上
中学校下	南良津区・地藏堂前	エーアンドシー前	菊地医院・福田歯科前
荒手遊園前(戦争資料館)	新山崎区防火水槽前	中央公民館前	東住民センター
御徳1区10組	林医院前	中央区1組集会所前	御徳2区12組
正行寺下	町立病院前	トライアル小竹店	中御徳(エコナネット前)
中御徳(エコナネット前)	中央区5組町営住宅	中央区5組町営住宅	正行寺下
東住民センター	トライアル小竹店	町立病院前	御徳1区10組
御徳2区12組	中央区1組集会所前	林医院前	荒手遊園前(戦争資料館)
菊地医院・福田歯科前	中央公民館前	新山崎区防火水槽前	中学校下
鴻ノ巣団地上	エーアンドシー前	南良津区・地藏堂前	御徳3区公民館前
矢野酒店前	勝野2区2組(ひまわり公園前)	南良津区5組防火水槽前	小竹駅東口
赤地区・旧島津商店前	役場庁舎前	南良津区・公民館前	林医院前
赤地区公民館前	小竹駅西口	南良津区・宮前 (南良津神社前)	町立病院前
あかぢ駅	勝野1区防火水槽前	南良津区・唐戸前	トライアル小竹店
赤地区・地藏前	第1分団消防車庫前 (加来医院・やはら歯科前)	兵丹区公民館	役場庁舎前
矢野酒店前	福祉センター前着	勝野駅前	小竹駅西口
菊地医院・福田歯科前		菊地医院・福田歯科前	勝野1区防火水槽前
		矢野酒店前	第1分団消防車庫前 (加来医院・やはら歯科前)
			福祉センター前着

年齢制限はありません。どなたでもご利用いただけます。

※交通事情により到着時刻が多少遅れる場合があります。

※時刻表は、役場福祉課窓口および総合福祉センターロビーで配付しています。

また、町ホームページおよび町社会福祉協議会ホームページからダウンロードできます。

運行日 毎週月曜日から土曜日まで。(ただし、土曜日は1便から3便まで運行します。)

運休日 日曜日・国民の祝日、お盆(8月13日～15日)、年末年始(12月29日～1月3日)

ひまわり2号(白色バス)

停留場所 (1、3、5便)	停留場所 (1、3、5便)	停留場所 (2、4、6便)	停留場所 (2、4、6便)
福祉センター前発	飯塚市健康の森市民プール	福祉センター前発	小竹駅西口
第1分団消防車庫前 (加来医院・やはら歯科前)	芦北バス停	第1分団消防車庫前 (加来医院・やはら歯科前)	役場庁舎前
小竹町商工会前	塩頭バス停	南小学校下	勝野2区2組(ひまわり公園前)
小竹区7組 (ファッションステージフクナガ前)	沓抜団地前	七福区14組防火水槽前	勝野2区西町バス停
旧中野正吉商店前	旧六子舌前	旧七福ストア前	旧六子舌前
健成クリニック・原田歯科前	七福区14組防火水槽前	小竹こども園下	小竹こども園下
勝野1区防火水槽前	旧七福ストア前	旧六子舌前	峰畑区5組
小竹駅西口	小竹こども園下	勝野2区西町バス停	旧マルシヨク前
役場庁舎前	きんもくせい前	古賀歯科医院前	野田歯科前
林医院前	峰畑区5組	栄町区集会所前	峰畑区1組防火水槽前
町立病院前	旧マルシヨク前	栄町区集会所前	小竹区7組 (ファッションステージフクナガ前)
中央区5組町営住宅	野田歯科前	新多バス停前	旧中野正吉商店前
トライアル小竹店	峰畑区1組防火水槽前	毛勝入口バス停	健成クリニック・原田歯科前
中央区1組集会所前	小竹区7組 (ファッションステージフクナガ前)	高等専門学校前	第1分団消防車庫前 (加来医院・やはら歯科前)
中央公民館前	旧中野正吉商店前	毛勝団地前	福祉センター前着
エーアンドシー前	健成クリニック・原田歯科前	新多区1組防火水槽前	
古賀歯科医院前	小竹駅東口	飯塚市健康の森市民プール	
栄町区集会所前	林医院前	芦北バス停	
新多バス停前	町立病院前	塩頭バス停	
毛勝入口バス停	トライアル小竹店	エーアンドシー前	
高等専門学校前	役場庁舎前	中央公民館前	
毛勝団地前	小竹駅西口	中央区1組集会所前	
毛勝入口バス停	勝野1区防火水槽前	町立病院前	
新多区1組防火水槽前	第1分団消防車庫前 (加来医院・やはら歯科前)	林医院前	
	福祉センター前着	トライアル小竹店	



広告

株式会社 筑豊観光

昭和52年創業の安心と実績
何度でも感動を。

- ・学校行事
- ・スポーツ
- ・スクールバス
- ・企業社員送迎
- ・冠婚葬祭 など

定休日:年中無休 一般貸切旅客自動車運送事業
営業時間:8:30~17:30

株式会社 筑豊観光
TEL:0949-52-2308 宮若市宮永7番地の1
FAX:0949-52-1480 筑豊観光 検査



小竹町 フォトギャラリー

Kotake Town
Photo Gallery



買物支援事業

内容 高齢者を対象に、各地区からトライアル小竹店へ送迎し、
買い物が終わったらトライアル小竹店から自宅付近までワゴン車で送迎しています。

実施日	月	火	水	木	金
午前	小竹区 峰畑区	勝野1区 本町区	御徳1区 御徳2区	芦北区 七福区	中央区 勝野2区
午後	毛勝区 新多区	新山崎区 南良津区	御徳3区 栄町区	兵丹区 赤地区	

※定員8名(8名以上の場合は往復して送迎します)。

※土日祝日は運休します。

※詳細については、社会福祉協議会へご確認ください。

電話 社会福祉協議会 ☎09496-2-2028



ぜひご利用
ください!



こたけの
美味

清水商会小竹モータース

自家製ドライカレー・焼きたてワッフル

自動車・バイク・自転車の販売店内に併設された喫茶スペースで食べられます。
大好評の“自家製ドライカレー”。国産牛ミンチと、じっくり愛情をかけて炒めた野菜をたっぷりとし、スパイスがきいたカレーに干しぶどうをまぶしての味は格別です。ワッフルは注文後に作るので、焼きたてが最高！
ぜひ一度ご賞味ください。

所 勝野3790-6 営 平日8時30分～19時30分／土曜日8時30分～18時 休 日・祝・盆・正月 ☎ 09496-2-0078



ジャーマンベーカリー

シュークリーム・エクレア

創業1932年の老舗です。長細いかたちのシュークリームとエクレアは、新鮮な味宝卵で作るカスタードがぎゅっと詰まっています。昔ながらの味で大人気です。そのほかにも、生クリームあんぱんやプリン、ふわふわのココナッツ風味のシフォンケーキが販売されています。売り切れ次第閉店しますので、お早めにお越しください。

所 南良津池の内779-8 営 8時30分～18時(ただし、シュークリームが売り切れ次第閉店)
休 月曜日(祝日の場合は翌日) ☎ 09496-2-4466



コモリファーム

小さな竹美人

「小さな竹美人」は農薬を使わず、化学肥料の代わりに、堆肥と「天然ミネラル塩」という天日干しの天然塩を使って育てた“安全”と“おいしさ”を追求した“環境”にも優しいお米です。



南良津獅子クラブ

クロダマル

「クロダマル」は、九州を中心とした暖地向けに育成された大粒黒大豆です。表面の光沢があり、一般的な黒大豆との違いがひと目でわかります。煮豆加工での製品歩留りが高いこと、アントシアニンの含有量が高いことも特徴。その「クロダマル」を使用した甘納豆など様々な商品もあります。



広告

農業用・生産者向け専用土のブレンドも致します

パーミキュライト&パーライト(真珠岩・黒曜石)工場



有限会社 緑産業

本社:福岡県鞍手郡小竹町赤地1029-2

TEL 0949-24-0088 FAX 0949-28-4109

工場:福岡県飯塚市勢田2566-1

TEL 0948-92-6699 FAX 0948-92-7677

info@midorisangyou.jp www.midorisangyou.jp

飲 食 豆 知 識 注目しよう！食べ物のこと

安全・安心な食べ物を選ぶには

私たちは毎日いろいろな食べ物を食べていますが、「どこで」「だれが」「どのように」作ったか、食べ物を見ただけではわかりませんね。私たちがお店で売っている食品を買うときに安心して選べるようにするため、食品の袋や容器には「消費期限(しょうひきげん)」や「賞味期限(しょうみきげん)」、そのほかにも、アレルギー表示や食品添加物(しょくひんてんかぶつ)の表示など、さまざまなマークや情報が表示されています。食品表示の見かたを覚えておくと、食品を買ったり選んだりする時にとても役に立ちます。自分が食べているものが、どんなものかわかれば安心ですね。



農林水産省HP「子どもの食育～安全・安心な食べ物を選ぶには～」より加工編集して作成 (https://www.maff.go.jp/j/kyokuiku/kodomo_navi/featured/index.html)

防災・救急

災害時の避難

問 総務課 ☎ 2-1212

小竹町では、大雨、洪水、大地震などの災害に備え、学校施設、公共施設等を避難所、避難場所に指定しています。日頃から地域における浸水やがけ崩れの危険箇所など災害が発生しやすい場所を確認され、早めの自主避難を心がけてください。



町がお知らせする避難情報

町は、町民の皆さまに避難が必要と判断した場合、その緊急度に応じた避難情報を防災行政無線によりお知らせします。

呼びかけの種類	発令時の状況	町役場からの呼びかけ例	皆さんのとるべき行動
高齢者等避難	災害が発生するおそれあり、避難に時間を要する方が避難を開始しなければならない状況	△川が氾濫するおそれがあるため、高齢者等避難を発令します。次の地区の方は避難準備を始め、避難に時間を要する型は避難を開始してください。	高齢者等の避難に時間を要する方は危険な場所から避難(立ち退き避難又は屋内安全確保)しましょう。高齢者等以外の方も避難の準備を始め、状況に応じて自主的な避難を検討しましょう。
避難指示	災害が発生するおそれが高く、災害リスクのある区域の居住者が避難すべき状況。	△川が氾濫するおそれが高くなったため、避難指示を発令します。次の地区の方は、危険な場所から速やかに避難してください。	危険な場所から全員避難(立ち退き避難又は屋内安全確保)しましょう。
緊急安全確保	- すでに災害が発生又は切迫している状況。 - 町が災害の状況を確実に把握できるものではないため、必ず発令される情報ではありません。	△川の水位が堤防を越え氾濫が発生したため、緊急安全確保を発令しました。命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。	命の危険が迫っています。直ちに安全を確保してください。

防災行政無線で放送した内容が聞き取りにくい場合には、電話(フリーダイヤル)で確認することができますので、ご利用ください。☎0120-610-410/0120-464-683



避難所・避難場所一覧

1. 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所です。

施設区分	施設名	所在地	電話番号	避難施設(洪水)	避難施設(地震)
中学校	小竹中学校	御徳656	☎09496-2-1311	○	○
町公民館	小竹町中央公民館	勝野1757	☎09496-2-0452	○	○
高等学校	鞍手竜徳高等学校	宮若市龍徳161	☎0949-22-0466	○	○

2. 指定避難所

指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設です。

施設区分	施設名	所在地	電話番号	避難施設(洪水)	避難施設(地震)
小学校	小竹北小学校	御徳1375	☎2-0046	○	○
小学校	小竹西小学校	新多466-1	☎2-0079	○	○
小学校	小竹南小学校	勝野3540	☎2-0033	○	○
こども園	小竹こども園	勝野2746-1	☎2-0187	○	○
その他施設	小竹東住民センター	御徳1783-1			○
その他施設	小竹町新多コミュニティセンター	新多398-1	☎2-0219	○	○
その他施設	小竹町七福コミュニティセンター	勝野2837-1		○	○
その他施設	小竹町民体育館	勝野1757-7	☎2-1832	○	
その他施設	小竹町児童体育館	勝野1757-1		○	
その他施設	小竹町運動公園グラウンド	勝野1757-1		○	
その他施設	小竹町七福町民グラウンド	勝野3959		○	
その他施設	小竹町総合福祉センター	勝野3362	☎2-2028	○	○
その他施設	小竹高等技術専門学校	新多514-2	☎2-6441	○	○

※自主避難等の一時的な避難所は各地区公民館・集会所等となっています。避難所の位置や詳しい内容は小竹町のホームページの防災マップをご覧ください。
<https://town.kotake.lg.jp>

防災情報等の提供

防災メール・まもるくん 福岡県から災害時の情報等をメールでお知らせします。

◇地震・津波・台風・大雨等の防災気象情報、避難指示等 ◇災害時の安否情報通知 ◇地域の安全に関する情報
 ※詳しくは、<http://www.bousai.pref.fukuoka.jp/mamorukun/>をご覧ください。

QRコード▶



緊急地震速報

気象庁では、平成19年10月1日から最大震度5弱以上と推定される場合に震度4以上の強い揺れの地域名を携帯電話、テレビ、ラジオ等でお知らせすることとなりました。
 自宅や外出先等でこの速報を知ったら、短い間ですがあわてずに身の安全を確保してください。
 強い揺れの数秒から数十秒前になるものですが、震源に近い地域では、間に合わないこともあります。
 ※詳しくは、<http://www.data.jma.go.jp/svd/eqw/data/nc/shikumi/whats-eew.html>をご覧ください。



災害用伝言ダイヤル

災害用伝言ダイヤル(171)について

大災害に際し、被災地との通話が困難になった場合、災害用伝言ダイヤルが使用できます。

171 をダイヤルした後、ガイダンスに従ってください。

災害用伝言板サービス

災害発生時などに、携帯電話を利用して安否情報を登録でき、携帯電話やパソコンから確認することができます。

- NTTドコモ (日本語版) <http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi>
 (英語版) <http://dengon.docomo.ne.jp/Etop.cgi>
- KDDI:au <http://dengon.ezweb.ne.jp/>
- ソフトバンクモバイル <http://dengon.softbank.ne.jp/J>
- ワイモバイル <http://dengon.ymobile.jp/info/>

自主防災について

災害が発生したとき、一人では何もできなくても、地域の人々が協力すれば大きな力になります。日頃から自主防災組織の活動に積極的に参加することが、自分や家族を守ることに繋がります。

災害情報

災害時には、町より各種情報を提供します。また、みなさまからの情報もすみやかにお知らせください。

非常持出品

いざという時のため、普段から非常持出品を用意し、リュックサックなどに入れておきましょう。

- 非常食品3日分 ●水(目安3ℓ/日1人) ●救急用品
- ラジオ・懐中電灯 ●衣類・タオル・マスク・ウェットティッシュ
- オムツなどの生活用品 ●現金・通帳
- 免許証や健康保険証のコピー

消防・救急・休日医療

直轄広域消防本部 警防課 ☎0949-32-1132

通報はあわてず、正確に！！

火事のとき

火事です！(家・山)が燃えています。

住所は、〇〇町
〇丁目〇番〇号です。
目標物は、〇〇です。

私は、〇〇(住所)に住む〇〇(氏名)です。
電話番号は、〇〇です。

※マンションやビルの場合、名称と〇階の〇号室というようにお知らせください。
※住所がわからないときは、目標物になるもの(建物、バス停など)を伝えてください。

救急のとき

交通事故(急病)です！

場所(住所)は、
〇〇町〇丁目〇番〇号
です。目標物は、〇〇です。

負傷者(病人)は〇〇で、状況(症状)は〇〇です。
・事故の場合：事故の状況、負傷者の数、容態
・急病の場合：患者の性別、年齢、症状

私は、〇〇(住所)に住む〇〇(氏名)です。
電話番号は、〇〇です。

火事や救急のときは119番

こんなときは届け出を！

直轄広域消防本部 小竹出張所 ☎2-5879

次の行為をする場合は、小竹出張所へ

- 火災とまぎらわしい煙や、火災が発生するおそれのある行為
- 少量危険物(例：消毒用アルコール(アルコール含有量60%以上)で80ℓ以上400ℓ未満、ガソリンで40ℓ以上200ℓ未満、灯油で200ℓ以上1,000ℓ未満)の貯蔵や取り扱いをするとき(個人で取り扱う場合は、数量が異なります。)
- プロパンガス(300kg以上)や圧縮アセチレンガス(40kg以上)の貯蔵や取り扱いをするとき

夜間・休日当番医のご案内

夜間・休日当番医は、日・祝日などに急を要する症状となった場合に、初期の救急医療として診察などを行う医療機関です。夜間・休日に急な発熱・下痢・嘔吐などの症状が出たときは、当番医の医療機関をご利用ください。

夜間・休日当番医は以下の方法でお知らせしています。

- ホームページ ●当日の各新聞紙

届け出・証明

届け出

税務住民課 ☎2-1217

戸籍の届け出

出生届

生まれた日を含め14日以内

届出人 生まれた子の父または母

届出地 届出人の現在地(住所地)、
本籍地、出生地

お持ちいただくもの

- 出生証明書
- 届出人(父または母)の印鑑
- 母子健康手帳



婚姻届

受理した日に効力を生じる

届出人 夫・妻になる方

届出地 現在地(住所地)、本籍地

お持ちいただくもの

- 婚姻届書
- 戸籍謄本(本籍地が町外の方のみ)
- 夫妻(旧姓)の印鑑
- 届出人の本人確認ができる書類
- マイナンバーカード(個人番号カード)

離婚届

受理した日に効力を生じる

届出人 夫・妻

届出地 現在地(住所地)、本籍地

お持ちいただくもの

- 離婚届書
- 戸籍謄本(本籍地が町外の方のみ)
- 届出人の印鑑
- 届出人の本人確認ができる書類
- マイナンバーカード(個人番号カード)

死亡届

死亡したことを知った日から7日以内

届出人 親族、後見人など

届出地 届出人の現在地(住所地)、
死亡者の本籍地、死亡地

お持ちいただくもの

- 死亡診断書または死体検案書
- 届出人の印鑑



住民登録の届け出

転入届

引っ越した日から14日以内

届出人 本人、同一世帯の方、
代理人(委任状が必要)

届出地 町役場

お持ちいただくもの

- 転入証明書
- 届出人の本人確認ができる書類
- 外国籍の方は在留カードまたは特別永住者証明書
- マイナンバーカード(個人番号カード)

転出届

引っ越し予定日のおおむね14日前以降

届出人 本人、同一世帯の方、
代理人(委任状が必要)

届出地 町役場

お持ちいただくもの

- 届出人の本人確認ができる書類

転居届

引っ越した日から14日以内

届出人 本人、同一世帯の方、
代理人(委任状が必要)

届出地 町役場

お持ちいただくもの

- 届出人の本人確認ができる書類
- 外国籍の方は在留カードまたは特別永住者証明書
- マイナンバーカード(個人番号カード)

世帯変更届

変更した日から14日以内

届出人 本人、同一世帯の方、
代理人(委任状が必要)

届出地 町役場

お持ちいただくもの

- 届出人の本人確認ができる書類



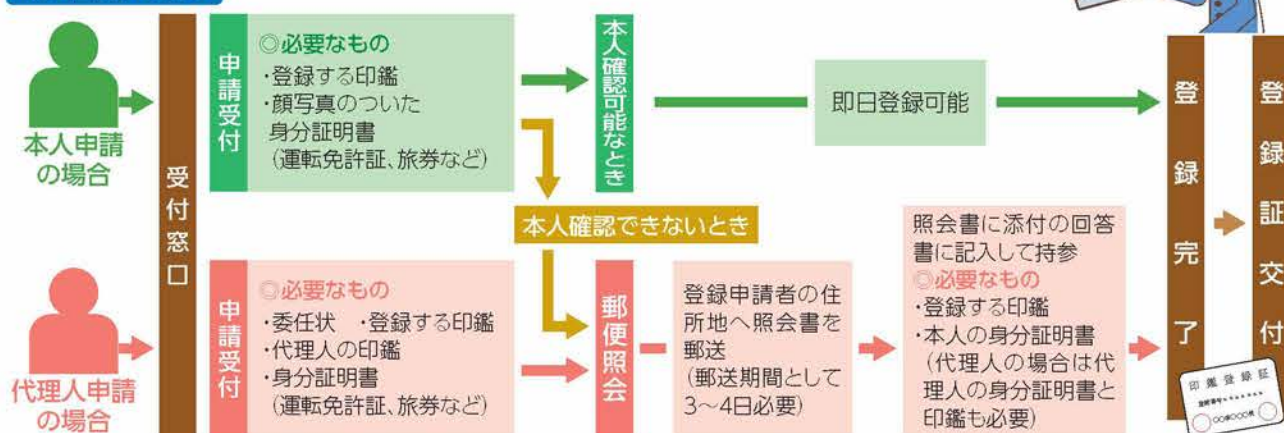
印鑑登録

税務住民課 ☎2-1217

誰でも登録できるの？

満15歳以上で住民登録をされている人が、一人につき1本だけ登録できます。転出すると失効します。

印鑑登録の流れ



マイナンバー制度

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

国民一人ひとりに与えられる12桁の番号のことです。一つとして同じ番号はなく、一人ひとりが固有の番号を持つことで、行政の効率化や国民の利便性の向上を図るものです。また、身分証明をはじめ、さまざまなことに利用できる「個人番号カード」が申請により交付されます。

個人番号カード

顔写真が表示されます。郵便・スマートフォン、パソコン、まちなかの証明用写真機から交付申請ができます。



イメージ(表)



イメージ(裏)

以下の手続きを行う場合、記載事項の変更等が必要となりますので、マイナンバーカード(個人番号カード)をご持参ください。

- 転入・転居・国外転出などの異動
- 戸籍届出の氏名などの変更

各種証明書発行(手数料)

税務住民課 ☎2-1217(戸籍・住民票)

☎2-1216(税)

交付時に必要な書類－本人確認書類－

窓口では、個人情報の保護を徹底するため、交付申請時に本人確認を実施しています。ご理解とご協力をお願いします。

	分類1(写真付)	分類2	分類3
証明書類の名称	●運転免許証 ●旅券(パスポート) ●国または地方公共団体の機関が発行した免許証など ●住基カード(写真付き) ●マイナンバーカード(個人番号カード)など	●各健康保険被保険者証 ●国民年金手帳 ●年金証書 ●住基カード(写真なし)	●学生証 ●法人発行の身分証書 ●分類1以外の国または地方公共団体の機関が発行した資格証明書
住民票・戸籍関係	上記の内1点で確認	上記の内2点以上で確認	上記の証明書のみでは不可。分類2との組み合わせで確認

(有効期限内で住所が記載されているものは住民登録されている住所)

戸籍・住民票関係の発行

証明書の種類	手数料	申請に必要なもの・注意事項
住民票	1通 300円	●本人の場合 ・本人確認書類
住民票記載事項証明書	1通 300円	●代理人の場合 ・委任状 ・代理人の本人確認書類
戸籍全部・個人事項証明書	1通 450円	※本籍地の市区町村で発行します。
除籍全部・個人事項証明書	1通 750円	●戸籍に記載されている方などによる請求…請求事由不要
原戸籍謄・抄本	1通 750円	●第三者請求…請求事由必要
戸籍記載事項証明書	1通 350円	・委任状が必要になります。
戸籍の附票	1通 300円	・必要に応じて資料の提供や説明を求めます。
身分証明書	1通 300円	●本人の場合 ・本人確認書類
印鑑証明	1通 300円	●印鑑登録証

税関係の証明書の発行

証明書の種類	手数料	注意事項
所得証明書	1枚 300円	必要とする年度の1月1日現在に住んでいた(住所のあった)市区町村で発行できます。
所得課税証明書	1枚 300円	
納税証明書	1枚 300円	
課税(非課税)証明書	1枚 300円	必要とする年度の1月1日現在で所有している資産について証明します。
評価証明書	1通 300円	
公課金証明書	1通 300円	
無資産証明書	1枚 300円	
住宅用家屋証明書	1枚 1,300円	
申請に必要なもの 申請する場合には、次の書類が必要です。 ①申請者(窓口に来られる方)が、本人または同居の親族の場合 ・窓口に来られる方の本人確認ができる書類(運転免許証・健康保険証など) ②申請者(窓口に来られる方)が、本人または同居の親族以外の場合 ・上記本人確認書類のほか、委任状(家族であっても、世帯が別の場合には必要です。) 		

税金

住みよい環境のもとで生活するために、町税の果たす役割は重要です。

みなさんに納めていただく町税は、福祉、教育、土木など町のさまざまな「行政サービス」の向上を図るための財源として重要な役割を果たしています。

税金の種類・納期について

問 税務住民課 ☎2-1216

税金の種類		納税義務者	納期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町民税	町が行政サービスを提供するために必要な費用を、町民の皆様に負担していただく税金です	1月1日現在、町内に住所を有し、前年中に一定額以上の所得があった人			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
			給与からの特別徴収：毎月											
			公的年金からの特別徴収：年金支給月											
固定資産税	固定資産の価格をもとに算定される税額を、その固定資産の所在する市町村が課税する税金です	1月1日現在、町内に土地、家屋または償却資産を所有する人			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
軽自動車税	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車に対しかかる税です	4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車（農耕作業用を含む）を所有する人		全期										
国民健康保険税	市町村が、国民健康保険に要する費用に充てることを目的とします	世帯を単位とし、世帯主が納税義務者になります			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
			公的年金からの特別徴収：年金支給月											
町たばこ税	たばこの消費に対してかかります	製造たばこの売り渡しなどをした卸売販売業者など	毎月											

国税・県税についてのお問い合わせは

項目	問い合わせ先	
県税について(法人県民税、不動産取得税、自動車税など)	飯塚・直方県税事務所	☎0948-21-4902
国税について(所得税、相続税、贈与税など)	直方税務署	☎0949-22-0880

税に関する証明が必要なとき

各種証明書の請求の際には、必ず窓口に来られる人の本人確認できるものをお持ちください。

▶税に関する証明・閲覧・手数料などについて…P27

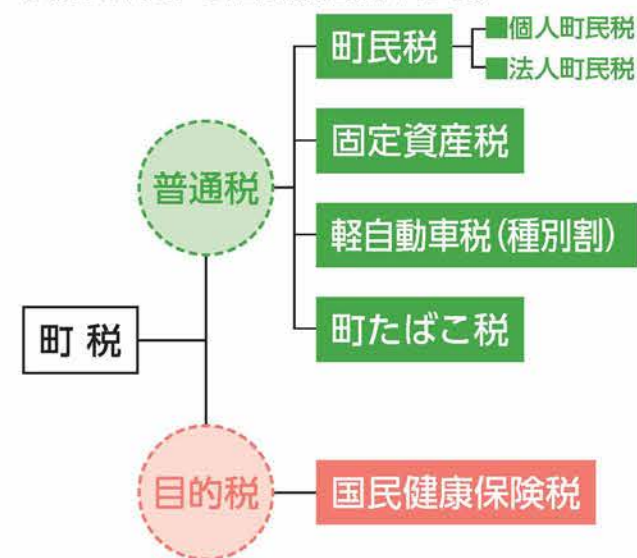


税の仕組み・納税の方法

問 税務住民課 ☎2-1216

町税の仕組み

町税は、使い道が限定されていない「普通税」と、使い道が定められている「目的税」に分かれます。



町税は、自主的に納期限内に納めていただくのが原則です。納期限内に納めましょう。

町税を納付できないときは…

災害や病気、失職などで納税が困難なときに、納税の猶予などを受けられる場合があります。詳しくは、税務住民課へお問い合わせください。

滞納したままでいると、財産の差し押さえなどの処分を受ける場合もありますので、注意してください。

納税の方法

町から納付書を郵送します。
以下の方法により、納期内に納付してください。

1 町役場にて納付

2 取扱金融機関窓口にて納付

【取扱金融機関】

福岡銀行本・支店
西日本シティ銀行本・支店
福岡ひびき信用金庫本・支店
飯塚信用金庫本・支店
直轄農業協同組合本・支所
九州管内の郵便局（ただし、沖縄県の郵便局ではお
取扱いできません。）

3 口座振替にて納付

納税は **便利** **確実** **安心** な
「口座振替」がおすすめです！

【取扱金融機関】

福岡銀行本・支店
西日本シティ銀行本・支店
福岡ひびき信用金庫本・支店
飯塚信用金庫本・支店
直鞍農業協同組合本・支所
郵便局(ゆうちょ銀行)

【申込方法】

税務住民課収納係または金融機関に備えてある「口座振替依頼書」にてお申し込みください。
必要なもの：納税通知書、通帳、取引印（通帳届出印）

【口座振替の開始】

□座振替依頼書をご提出いただいた翌月末以降の納期から振替となります。(振替日は毎月25日。振替日が休日の場合は翌営業日)

■納税のご相談は…税務住民課収納係 ☎2-1216



国民健康保険(国保)とは

会社などの各種健康保険に加入していない人が病気やけがをしたとき、治療費などの経済的な負担を少しでも軽くするため、加入者が保険税を出し合い、必要な医療費に充てようという助け合いの制度です。

国民健康保険(国保)

問 健康増進課 ☎2-1224

こんなときは届け出を

問 健康増進課 ☎2-1224

国民健康保険に加入するとき、脱退するときは、14日以内に届け出をしてください。

「こんなとき」具体例	必要なもの
国民健康保険に加入するとき	他市区町村から転入したとき ● 転出証明書(転入手続きをしてください)
職場の健康保険をやめたとき (退職時・任意継続保険脱退時)	● 職場の健康保険をやめた証明書(資格喪失証明書など)
子どもが生まれたとき	
生活保護を受けなくなったとき	● 保護廃止決定通知
国民健康保険を脱退するとき	他市区町村へ転出するとき ● 国民健康保険被保険者証
職場の健康保険に加入したとき	● 国民健康保険被保険者証 ● 加入した健康保険の保険者証
生活保護を受けるようになったとき	● 国民健康保険被保険者証 ● 保護開始決定通知書
死亡したとき	● 国民健康保険被保険者証 ● 喪主の方の印鑑・通帳 ● 埋火葬許可証、会葬礼状領収書のいずれか
その他	住所、氏名、世帯主が変わったとき ● 国民健康保険被保険者証
世帯を分けたとき、世帯を一緒にしたとき	● 国民健康保険被保険者証
国民健康保険被保険者証を紛失したとき	● 本人確認できるもの(運転免許証など)
就学により別に住所を定めたとき	● 国民健康保険被保険者証 ● 在学証明書など

国民健康保険税

問 税務住民課 ☎2-1216

保険税の決め方

保険税は、世帯主に課税されますが、次の3つを計算して税額が決まります。

所得割	均等割	平等割
世帯の加入者の所得に応じて計算	世帯の加入者の人数に応じて計算	一世帯当たりで計算

⚠ 保険税を滞納すると

有効期限の短い「短期被保険者証」や、医療費をいったん全額自己負担する「資格証明書」が交付されます。また、国保の給付が差し止められたり、滞納分へ繰り入れられます。



後期高齢者医療制度

問 健康増進課 ☎2-1224

制度のしくみ

被保険者(福岡県内に居住の方)

- 75歳以上の方
75歳の誕生日から加入します。加入手続きは必要ありません。
- 65歳以上75歳未満の一定程度の障がいのある方で、申請により広域連合の認定を受けた方
認定を受けた日から加入します。また、認定後いつでも将来に向かって撤回することができます。



後期高齢者医療制度の運営は、福岡県内のすべての市町村が加入する「福岡県後期高齢者医療広域連合」が行います。

被保険者証

- 被保険者証は、原則として郵送(簡易書留郵便)でお届けします
- 被保険者証は、1人につき1枚
- 毎年8月1日付けで更新(定期更新)
- 医療機関にかかるときは必ず提示

⚠ 有効期限内に、一部負担金の割合や住所など記載事項に変更があった場合は、新しい証を交付しますので、変更前の証を市区町村の担当窓口または広域連合に必ず返却してください。

75歳になられる方	広域連合の認定を受けた方	住所異動された方	定期更新
75歳の誕生日の前月中にお届けします。誕生日から使用してください。	認定後速やかにお届けします。後期高齢者医療制度に加入される前に使用されていた被保険者証などの処分については、交付元の市区町村国民健康保険担当課や健保組合などにご確認ください。	住所異動手続きの約1週間後にお届けします。1週間以内に受診予定のある方は、お申し出ください。	毎年7月末までにお届けします。新しい被保険者証は8月1日から使用してください。

● 保険料の決め方

保険料は個人ごとに計算され、被保険者一人一人に、負担能力(所得)に応じて公平に納めていただきます。

均等割額 被保険者全員が均等に負担	+	所得割額 被保険者の所得に応じて負担	=	年間保険料 4月から翌年3月までを1年間	年度途中で加入された場合は、加入月分から計算され、年度途中で資格を喪失された場合の喪失月分は計算されません。 ※均等割額と所得割額は2年ごとに見直しが行われます。
----------------------	---	-----------------------	---	-------------------------	--



国民年金

健康増進課 ☎2-1224

国民年金とは

国民年金制度は、老後の生活や、思わぬ病気やけがで障がい者となったり、一家の働き手を失ったときなどに、年金により経済的な援助をすることで生活を安定させるための制度です。

国民年金加入者



国民年金の給付と種類

基礎年金	老齢基礎年金	国民年金保険料の納付(免除も含む)期間が10年以上ある人が、65歳になったときから受けられる年金です。
	障害基礎年金	国民年金加入中または20歳前に、初診日のある病気やけがで障がい者になった人が受けられる年金です。※受給する要件を満たしている必要があります。
	遺族基礎年金	国民年金加入者や老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人が死亡したとき、生計を維持されていた子のいる妻または子が受けられる年金です。
第1号被保険者に対する独自給付	付加年金	付加保険料を上乗せして納めた場合は、加算された年金額を受けられます。
	寡婦年金	老齢基礎年金の受給資格期間(10年)を満たした夫が、老齢・障害基礎年金を受けことなく死亡したとき、婚姻期間10年以上ある妻に60歳から65歳まで支給されます。
	死亡一時金	保険料を3年以上納めた人が、老齢・障害基礎年金のいずれも受けずに死亡し、その家族が遺族基礎年金を受けられないとき支給されます。

国民年金基金

第1号被保険者で国民年金に加入している方には、サラリーマンのような厚生年金基金などの上乗せがありません。そこで、その差を埋めるためにできた公的な年金制度が「国民年金基金」です。国民年金保険料を納めている国民年金の第1号被保険者が加入できます。

こんなときは届け出を

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は、全員が加入します。

	「こんなとき」具体例	必要なもの	期間
役場②番が受付窓口です	加入するとき	20歳になったとき (厚生年金の加入者は除く)	
	加入しているとき	加入者の死亡	14日以内
		住所の変更(転入時)	
		厚生年金や共済組合加入者の被扶養配偶者でなくなったとき	
	年金を受けているとき	会社など退職したとき	14日以内
		年金を受けようとするとき	
		引き続き年金を受けようとするとき (住民票コードが確認できている人は不要)	受給対象になったとき 誕生月または指定された日
		年金を受けていた人が死亡したとき	
	住所・氏名の変更	●国民年金証書 ●戸籍謄本など	14日以内

●保険料の免除制度があります

経済的理由で保険料の納付が困難な場合は、全額、4分の3、半額、4分の1で免除する制度があります。まずは申請を！

学生納付特例制度	納付猶予制度
学生については、在学中の保険料を後で納めることができます。	50歳未満の人(学生を除く)については、保険料の納付を猶予する制度があります。

福祉・健康

介護保険制度

福祉課 ☎2-1219

みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。小竹町では、福岡県介護保険広域連合に加入しているので、保険者は広域連合になります。40歳以上のみなさんは、加入者(被保険者)となって保険料を納め、介護が必要になったとき、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。

介護保険に加入する人(被保険者)

介護や支援が必要と認められたら、介護保険のサービスが利用できます。

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護(要支援)認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料を支払います。

第1号被保険者
65歳以上の人

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要になったとき、広域連合の認定を受け、サービスを利用できます。

年金が年額18万円以上

年金が年額18万円未満など

特別徴収

年金の定期支払いの際、保険料が天引きされます。

普通徴収

送付される納付書にもとづき、保険料を個別に納めます。

第2号被保険者
40歳以上
65歳未満の人

第2号被保険者は、加齢が原因とされる病気等(特定疾病)により介護や支援が必要となったとき、広域連合の認定を受け、サービスを利用できます。

加入している医療保険の保険料に上乗せして納めます。

市区町村(保険者)

介護保険制度の運営は、広域連合が行います。

- 制度の運営
- 要介護認定
- 被保険者証の交付
- サービスの確保と整備

地域包括支援センター

介護予防や地域の総合的な相談の拠点として、設置されています。

- 介護予防ケアマネジメント
- 総合的な相談・支援
- 権利擁護、虐待の早期発見・防止
- ケアマネジャーへの支援

主任ケアマネジャー

保健師など

サービス事業者

利用者の意向にそったサービスを提供します。

- 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などが提供
- 在宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスを提供

要介護認定の申請・保険料の納付

被保険者証の交付・要介護認定

サービスの提供

利用料の支払い

介護報酬の支払い

福祉・健康



広告

医療法人社団 親和会

介護老人保健施設

きんもくせい

- ユニット型介護老人保健施設
- 通所リハビリテーション
- 短期入所生活介護
- 小竹町在宅介護支援センター
- ケアプランサービス
- ヘルパーステーション
- グループホームきんもくせい

小竹町大字勝野 4204-151

TEL 09496-2-8870

小竹町 きんもくせい 検索

要介護認定までの流れ

☎ 福祉課 2-1219

サービスを利用するためには、市区町村に申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。

認定の申請



福祉課に認定の申請をしてください。申請は、本人または家族のほか、成年後見人、地域包括支援センター、またはケアマネジャーなどに代行してもらうこともできます。

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険被保険者証(第1号被保険者の場合)
- 健康保険被保険者証

調査と審査



訪問調査
認定調査員がご自宅や病院へ訪問し調査します。

主治医の意見書
医師から介護を必要とする原因疾患などについての記載を受けます。

審査・判断

調査票の基本調査、主治医の意見書をもとに、広域連合の介護認定審査会で「要介護度」を判定します。

認定結果



要介護5
要介護4
要介護3
要介護2
要介護1
要支援2
要支援1
非該当

要介護度は8段階によって区分されます。要介護度により、サービスの種類・利用上限がかわります。

介護サービス
(介護給付)

居宅介護支援事業所に依頼

介護予防サービス
(予防給付)

地域包括支援センターに依頼

介護予防事業
(地域支援事業)

福祉課高齢者福祉係に相談



介護保険サービス

☎ 福祉課 2-1219



介護保険サービスには、在宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスがあります。
①～⑩は事前にケアマネジャーに相談、⑪～⑯は直接施設に相談となります。

自宅で受ける



①訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事、排泄の介助や、掃除、洗濯などの日常生活の援助を行います。

②訪問入浴介護

移動入浴車で家庭を訪問し、介護士と看護師が入浴の介助を行います。

③訪問看護

疾患などを抱えている人について、看護師が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助をします。

④訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などが家庭を訪問しリハビリテーションを行います。

施設に通う



⑤通所介護(デイサービス)

デイサービスセンターなどに通所して、食事・入浴などの基本的サービスや生活行為向上のための支援などが日帰りで受けられます。

⑥通所リハビリテーション(デイケア)

老人保健施設や医療機関などで、食事・入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上の機能訓練などを日帰りでを行います。

短期の入所



⑦短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ)

福祉施設に短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練などが受けられます。日常の「生活介護」と医療上のケアを含む「療養介護」があります。

介護環境を整える



⑧福祉用具貸与

日常生活の自立を援助するための福祉用具をレンタルするサービスです。器具により要介護度の設定があります。

⑨福祉用具購入

特定の福祉用具を、指定された事業者から購入したときに購入費(上限あり)が支給されます。

⑩住宅改修

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修に改修費用(上限あり)が支給されます。改修前に申請が必要です。

施設サービス



⑪介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

寝たきりや認知症で日常生活に常時介護が必要で、自宅での適切な介護が困難な人が入所します。(原則として、要介護3以上の人)

⑫介護老人保健施設(老人保健施設)

病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護・介護・機能訓練を行い家庭への復帰を支援します。

⑬介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な方が入所します。医療と日常生活介護が一体的に受けられます。

地域密着型サービス



住み慣れた地域での生活を続けるために地域の特性に応じたサービスが受けられます。サービスの内容や種類は、市区町村によって異なります。

⑭小規模多機能型居宅介護

⑮地域密着型特定施設入居者生活介護

⑯認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

広告

株式会社 ケアサポートたんぽぽ

介護の事なら何でもご相談下さい!!

グループホームこたけ

小竹町大字御徳115-3

☎ (09496)2-1382

デイサービスかりん

小竹町大字御徳118-1

☎ (09496)2-3812

住宅型有料老人ホームあんず

小竹町大字御徳114-1

☎ (09496)6-4177



高齢者福祉

問 福祉課 ☎2-1219

地域包括支援センターは、地域の高齢者の方の心身の健康維持、保健・医療・福祉の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に行い、介護予防をはじめ、高齢者の生活を総合的に支えていくための専門機関です。

地域包括支援センター

問 地域包括支援センター ☎2-1225

総合相談

高齢者や家族等から各種相談を幅広く受け付け、支援を行います。相談内容に応じて、行政機関、介護サービス事業者、各種ボランティアなどの必要な社会支援サービスや制度が利用できるよう支援します。

介護予防ケアマネジメント

介護予防・日常生活支援総合事業、要支援1・2の方の予防給付のマネジメントを一体的に実施し、要介護状態となることの予防と要介護状態の悪化防止を図ります。

権利擁護

日常生活で、サービスの利用や金銭管理に不安がある方に対して、必要な相談・支援を行います。また、家族やサービス提供事業者等から虐待を受けている高齢者の早期発見や必要な支援を行います。

包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者一人ひとりの状態の変化に対応した長期ケアマネジメントを支援するため、ケアマネジャーの日常的個別指導・相談・助言やネットワーク構築にあたります。また、困難事例に対する助言などを行います。

これからもこの街で暮らしていきたい



障がい者福祉

問 福祉課 ☎2-1219

障がいのある人の福祉サービス

障がい福祉サービスは、障害者手帳をお持ちの人が対象のサービスです。手帳の取得については、福祉課へ。

身体障害者手帳

身体の機能障がいの種類や程度により1級から6級までの等級があります。また、移動の困難さに応じて第1種と第2種の区分があります。

療育手帳

知的な障がいがあり、県の機関で一定の基準に該当すると認められた場合に交付されます。障がいの程度の区分はA1～A3、B1、B2があります。

精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのために長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人に交付されます。程度により1級から3級までの等級があります。

こんな時は届け出を！

- 住所、氏名、保護者が変わったとき
- 手帳を紛失、破損したとき
- 障がいの程度が変わったとき（再申請により障がいの等級が変更することがあります）
- 本人が死亡したとき

○各手当

障がいのある人および障がいのある児童を家庭で監護している人に、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当が支給されます。各手当の支給を受けるためには、申請が必要です。



サービス一覧

問 福祉課 ☎2-1219

以下の支給・サービスを受けるには申請が必要です。なお、自己負担は原則1割負担ですが、世帯の課税状況によって負担上限額が決められています。

身 身体障害者手帳 **療** 療育手帳 **精** 精神障害者保健福祉手帳

※各種手帳をお持ちでない人も、サービスを利用できる場合がありますので、ご相談ください。

サービスの種類	内容			お持ちの手帳が 対象となるサービス		
補装具費の支給	支給要件に該当する人に対して、補装具（補聴器、義肢、車いすなど）の購入、修理、借受に要する費用の一部を支給します。			身		
日常生活用具の給付	支給要件に該当する人に対して、日常生活用具（聴覚障害者用通信装置、電気式たん吸引器、スロープ用装具、居宅生活動作補助用具（住宅改修費））などの支給を行います。			身	療	精
自立支援医療費（更生医療）の支給	支給要件に該当する人（18歳以上）が、その障がいを軽減し、日常生活能力を回復するために必要な医療費を支給します。			身		
自立支援医療費（精神通院医療）の支給	在宅精神障がい者の医療の確保を容易にするため、通院医療費を支給します。					
自立支援給付（障害福祉サービス） および 地域生活支援事業	障がいのある人々が、障がいの種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、必要とするサービスを利用できるよう、障がいの程度や社会活動、介護者や住居などの状況をふまえ、必要な支援を行います。			身	療	精
	障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）	日中活動系サービス	療養介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・短期入所（ショートステイ）など			
		居住系サービス	施設入所支援・共同生活援助（グループホーム）など			
		訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプ）・重度訪問介護・行動援護・同行援護など			
	地域生活支援事業	日中一時支援事業・移動支援事業等・指定相談支援事業・意思疎通支援事業および自動車運転免許の取得費など		身	療	精
障害児通所給付	児童発達支援……………小学校就学前の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。 放課後等デイサービス…学校（幼稚園、大学除く）に就学中の障がい児に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。 保育所等訪問支援……………障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、他の児童との集団生活に適應するための専門的な支援を行います。					
各種割引制度	身体・精神障害者手帳および療育手帳の交付を受けている人は、バス運賃やNHKの受信料などの割引が受けられます。 ※障がいの種類、程度によっては受けられる制度が異なります。			身	療	精

生活保護

問 福祉課 ☎2-1219

病気・失業などのために、日常生活が困難となり、資産・多種援助制度などを活用しても最低限度の生活を維持することができない世帯に、健康で文化的な生活ができるよう援助を行うとともに、その自立を助長することを目的としています。

希望する世帯の方	申請	一般福祉係	ワーカーが調査	ケース	生活保護開始	保護の内容	生活扶助 衣食など暮らしの費用	住宅扶助 家賃など住まいの費用（ローンを除く）	教育扶助 義務教育に必要な費用（教科書、学用品など）	医療扶助 診療や治療費、薬代など
							出産扶助 出産に伴う費用	生業扶助 手に職をつける、仕事に就くための費用	葬祭扶助 葬祭のための費用	介護扶助 介護を必要とするときの費用

住民健診

健康増進課 ☎2-1864

小竹町の住民健診は、特定健康診査と各種がん検診を同日に実施しています。

集団健診

毎年9回、町内の会場を巡回して実施します。

健診項目	対象者	検査内容	個別健診	集団健診
特定健康診査 後期高齢者健診	40歳～74歳の国保加入者 後期高齢者医療加入者	身長・体重・腹囲・血圧測定、血液（脂質・肝機能・腎機能・血糖）・尿検査、診察 ※医師が必要と認めた場合は、貧血検査・心電図検査・眼底検査があります。	○ ○	○ ○
基本健康診査	●小竹町に在住の18歳～40歳未満の人 ●40歳以上で医療保険に加入していない人（生活保護受給者）	血液検査 （B型肝炎ウイルス検査） （C型肝炎ウイルス検査）	×	○
肝炎ウイルス検査	40歳で今まで肝炎検査を一度も受けた事がない人	血液検査 （B型肝炎ウイルス検査） （C型肝炎ウイルス検査）	×	○
大腸がん検診	18歳以上の人	検便（潜血反応）	×	○
胃がん検診	18歳以上の人	胃部X線撮影（バリウム）	×	○
肺がん検診	18歳以上の人	胸部X線撮影 ●65歳以上の人は、結核検診も合わせて行います。	×	○
前立腺がん検診	50歳以上の男性	血液検査（PSA）	×	○
子宮頸がん検診	18歳以上の女性	視診・子宮頸部細胞診	クーポン 対象者のみ	○
乳がん検診	40歳以上の女性	乳房X線撮影（マンモグラフィー） （原則1方向、40歳代のみ2方向）	クーポン 対象者のみ	○
骨粗しょう症検診	40・45・50・55・60・65・70歳の女性	骨密度測定	×	○
風しん抗体検査	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性	血液検査	クーポン 対象者のみ	クーポン 対象者のみ

その他の保健事業

健康増進課 ☎2-1864

老成人のための保健事業

事業内容

健康教育	生活習慣病予防に関する健康・栄養・運動の講話および実習
健康相談	糖尿病などの生活習慣病や健康診査で注意が必要な人へ保健師や栄養士による健康・栄養・運動に関する相談
住民健診	基本健康診査、各種がん検診、肝炎ウイルス検査、結核検診
訪問指導	糖尿病などの生活習慣病や健康診査で注意が必要な人へ保健師・栄養士による健康・栄養・運動などの訪問指導
食生活改善推進員活動事業	食生活改善推進員（ボランティア団体）による健康づくりのための栄養料理教室などの実施
風しん第5期	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性で風しんの抗体検査を受けた結果風しんの抗体価が十分でない人

インフルエンザ 予防接種	65歳以上の人および60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器などに重度の疾患がある人（身体障害者手帳1級相当）の希望者に対し一部自己負担で実施
成人用肺炎球菌 予防接種	今までに成人用肺炎球菌予防接種を一度も接種したことがない人で65・70・75・80・85・90・95・100歳の人または予防接種法による対象者

その他

事業内容

献血	移動献血車により町内で実施
在宅当番医 （休日当番医）	日曜・祝日・お盆・年末年始は、当番制で診療しています

このほかにも、健康や栄養、運動に関する教室や相談などを行っています。
詳しい内容や日程は、毎月発行する広報紙に掲載しています。

乳幼児健康診査

健康増進課 ☎2-1864

対象

4・7・12か月児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診
※対象児には、1週間前までに個別に通知します。

種類	内容	持ち物
4・7・12か月児健診	内科健診・身体計測・保健相談・栄養相談	母子健康手帳・質問票・バスタオル・必要な方はミルク
1歳6か月児健診	内科健診・歯科健診・尿検査・身体計測・保健相談・栄養相談・歯科相談・発達相談	母子健康手帳・質問票
3歳児健診	内科健診・歯科健診・尿検査・身体計測・保健相談・栄養相談・歯科相談・発達相談	母子健康手帳・質問票・尿・目に関するアンケート

受診方法

- お子さんの対象となる健診をご確認ください。
- 予約の必要はありません。直接会場にお越しください。

子育て情報

子育て短期支援事業 （ショートステイ）	保護者の疾病等により家庭において養育することが一時的に困難になった児童等を、鞍手乳児院（鞍手町）において一定期間お預かりします。	福祉課 子育て支援係 ☎2-1219
子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）	保護者の仕事等の理由により、平日の夜間または休日に家庭において養育することが困難となった児童等を、鞍手乳児院（鞍手町）においてお預かりします。	福祉課 子育て支援係 ☎2-1219
放課後児童健全育成事業 （学童保育所）	放課後、保護者が仕事などのため留守家庭となっている児童に対し、保護者に代わり適切な遊びおよび生活の場を与えて、健康で情緒豊かな児童を育成します。	福祉課 子育て支援係 ☎2-1219
地域子育て支援拠点事業 （小竹町地域子育て支援センター）	子育て不安に対する相談・指導や子育てサークルへの支援、親子の交流の場づくりなど地域の子育て家庭に対する支援を行います。	地域子育て支援センター ☎2-0187
乳児家庭全戸訪問事業	子育ての孤立を防ぎ、居宅にて様々な不安や悩みを聞き、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を行うために、生後4か月までの乳児のいる家庭を保育士等が訪問します。	地域子育て支援センター ☎2-0187
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター）	子育てのお手伝いをしたい人と手助けをしてほしい人をつなぎ、地域の中で支えあう会員組織です。一時預かりや保育施設等への送迎などの活動を行っています。	福祉課 子育て支援係 ☎2-1219 委託事業者 NPO法人リトルバンパー ☎090-3196-9816
病児保育事業	病気の回復期であるが、集団保育等が困難な児童等を鞍手乳児院（鞍手町）においてお預かりします。	福祉課 子育て支援係 ☎2-1219

学童保育所

福祉課 ☎2-1219

放課後、児童が帰宅しても、保護者が仕事などのため留守家庭となっている児童に対して、保護者に代わり適切な遊びおよび生活の場を与えて、健康で情緒豊かな児童を育成する施設です。

施設名	所在地	問い合わせ先
小竹西学童保育所	新多465番地1	社会福祉協議会 ☎2-2028
小竹北学童保育所	御徳2101番地	
小竹南学童保育所	勝野3519番地3	

地域子育て支援センター

福祉課 ☎2-1219

子育ての不安に対する相談・指導や子育てサークルへの支援、親子の交流の場づくりなど地域の子育て家庭に対する支援を行う施設です。

施設名	所在地	問い合わせ先
小竹町地域子育て支援センター	勝野2746番地1	☎2-0187

子育て支援

福祉課 ☎2-1219

手当・助成など

●妊婦・乳児健康診査 健康増進課 ☎2-1864

妊娠中に14回分の健康診査費用の補助を行っています。

受診には

- 妊婦一般健康診査受診券の必要事項を記入して、母子健康手帳を添えて医療機関の受け付けに提出してください。
- 県内のほとんどの産婦人科で利用できます。医療機関の受け付けにおたずねください。
- 県外の医療機関で受診を希望する方は、健康増進課に申請が必要です。早目にご連絡ください。

●子ども医療助成制度 健康増進課 ☎2-1224

0歳～満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもを養育している方は、保険適用分の医療費が助成されます。（ただし、入院時食事療養費にかかる標準負担額を除く）

助成内容

申請書を提出し承認されると、子ども医療費受給者証が交付されます。県内の医療機関は、この受給者証の提示で、窓口での支払いが一部負担金のみになります。

一部負担金

	対象年齢	窓口での一部負担金額
外来	就学前(6歳に達する日以後最初の3月31日まで)	無料
	小学校1年生から小学校6年生まで(12歳に達する日以後最初の3月31日まで)	1医療機関につき1,200円/月
入院	就学前(6歳に達する日以後最初の3月31日まで)	無料
	小学校1年生から小学校6年生まで(12歳に達する日以後最初の3月31日まで)	1医療機関につき500円/日(月7日限度)
	対象年齢	一部負担金額
外来	中学1年生から中学3年生まで(18歳に達する日以後最初の3月31日まで)	1医療機関につき1,600円/月
入院	中学校1年生から中学校3年生まで(15歳に達する日以後最初の3月31日まで)	1医療機関につき500円/日(月7日限度)

必要な書類

- お子さんの健康保険証
- 所得を証明する書類(所得証明書・源泉徴収票など)
- 領収書(償還払いによる申請)

● 出産育児一時金 健康増進課 ☎2-1224

出産育児一時金は、**出産された方**が出産時に加入している健康保険から支給されます。

国民健康保険に加入されている方

出産一時金として404,000円を支給します。(医療機関が産科医療補償制度に加入しているとプラス16,000円)原則として、医療機関への高額の出産費用を直接支払わなくてもよくなる「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」となります。

⚠ 国民健康保険以外の保険に加入の方

国民健康保険以外の健康保険でも、同様の制度があります。詳しくは勤務先または加入している健康保険へお問い合わせください。

● 児童扶養手当

父母の離婚などによって、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している人に支給します。これは児童を育成する家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉を増進するための制度です。なお、児童とは18歳に達する日以後最初の3月31日までをいいます。また、心身に一定の障がいのある人は20歳未満まで手当を受けられます。ただし、支給には所得やその他の制限があります。

● 未熟児養育医療給付

原則として**出生体重が2,000g以下で入院養育が必要と医師が認めた乳児**に対し、保護者の所得に応じて医療費の一部を給付します。申請方法はお問い合わせください。

● 児童手当

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童を養育している人に支給する制度です。

支給対象

0歳～中学校卒業まで(15歳になった後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

対象年齢	手当の額(1人当たり月額)
0歳～3歳未満の児童	一律 15,000円
3歳～ 小学校修了	第1子、第2子 ※10,000円 第3子以降 15,000円
中学生	一律 10,000円

※18歳(高校卒業)までの児童のうち、年長者から第1子、第2子と数えます。

所得制限を超えた受給者 一律 5,000円(月額)

ひとり親家庭の支援

● ひとり親家庭等医療費の助成

母子・父子家庭の母、父および児童、父母のいない児童とその児童を養育する者を対象に、健康保険適用分の医療費(医科・歯科・調剤など)が助成されます。所得制限があります。なお、児童とは18歳に達する日以後、最初の3月31日までをいいます。

● 自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母及び父子家庭の父が就職につながる能力開発のために受講した教育訓練講座の受講料を助成します。

● 高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母及び父子家庭の父が就職に有利な資格を取得するため、1年以上養成機関で修業する場合、修業期間中の生活費の負担軽減のために、修業する期間(36か月を上限)に毎月訓練促進費を、また修了後に修了支援金を支給します。

● 母子父子寡婦福祉資金

母子家庭や父子家庭、寡婦の経済的自立や生活意欲の助長、その子どもの福祉の増進をはかるため、各種資金の貸付を行っています。

貸付の種類

- 修学資金(高校～大学)
- 事業開始資金
- 事業継続資金
- 技能習得資金
- 修業資金
- 就職支度資金
- 住宅資金
- 転宅資金
- 就学支度資金
- 結婚資金
- 生活資金
- 医療介護資金

子どもの予防接種

健康増進課 ☎2-1864

予防接種は種類により受ける時期・回数などが定められています。下記の表を参考に、接種スケジュールをたてて、受け忘れないようにしましょう。(このほかにも、任意で行う予防接種があります)

種類	月齢	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
ロタウイルス	ロタリックス	生後6週～24週末までに計2回接種(27日以上あける)																			
	ロタテック	生後6週～32週末までに計3回接種(27日以上あける)																			
Hib(ヒブ)		2月～60月(5歳)に至るまで(接種回数は開始月齢により異なる) ①②③→③から7か月後～13か月後までに→追加④																			
小児用肺炎球菌		2月～60月(5歳)に至るまで(接種回数は開始月齢により異なる) ①②③→③から60日以上あけて1歳以上→追加(1歳～1歳3か月)④																			
BCG(結核)		標準:5か月～8か月未満																			
4種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)		3月～90月(7歳6か月)に至るまで計4回接種(1回目は1歳6か月までに受けましょう)①②③(※1)→③から1年後→追加④ (※1)①②③は、生後3か月～1歳(20日～56日以上あける)																			
3種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風)		3月～90月(7歳6か月)に至るまで計4回接種(1回目は1歳6か月までに受けましょう)①②③→③から1年後→追加④ ①②③は、生後3か月～1歳(20日～56日以上あける)																			
ポリオ(不活化ポリオ)		3月～90月(7歳6か月)に至るまで計4回接種(1回目は1歳6か月までに受けましょう)①②③→③から1年後→追加④																			
2種混合 ジフテリア・破傷風		標準的なスケジュールで接種できなかった時 生後7～11か月の場合【12か月未満】 1回目→2回目→3回目 27日間以上の間隔 3回目は2回目の接種から60日間以上の間隔をあける 12か月後 11歳～13歳未満に1回接種																			
麻しん風しん(MR)		生後12月～24月に至るまでの1日前の間に1回 1期 標準3歳で2回(6～28日あける) 追加は4歳です 2期 小学校入学前の1年間は1回																			
日本脳炎	平成19年4月2日以降生	標準3歳で2回(6～28日あける) 追加は4歳です 9歳～13歳未満 2期(標準9歳～10歳未満)																			
	平成7年4月2日～平成19年4月1日生(特別措置)	1歳の場合 1回目→2回目 60日間以上の間隔 全4回のうち残りの回数を、未接種分を20歳未満まで接種できます。詳しくは健康増進課へお問い合わせください。																			
子宮頸がん予防(※)		2歳～5歳の場合【6歳未満】 定期接種の対象年齢は5歳未満です 1回目 中学1年生～高校1年生に相当する女子で3回①②③																			
水痘		標準:初回を1歳から1歳3か月未満に実施。2回目は6か月～12か月後に接種①② 例)1歳になったら1回接種、その後1歳6か月～2歳になるまでの間に1回接種																			
B型肝炎		標準:生後2か月～9か月未満①②③ 例:1回目→2か月時、2回目→27日後(約3か月時)、3回目→139日以上(約7か月半～8か月半)経過後 ※全部で3回接種 ※平成28年4月以降に出生した児が対象となる																			

※子宮頸がん予防ワクチンの接種は積極的には推奨していません。接種する場合はリスクと有効性をよく理解した上で受けてください。
※子どもの予防接種は小児科病院、クリニックに行きましょう。次回の予防接種の日程は医師に確認しましょう。

小竹こども園の入園について

入園申込

- 新年度(4月)からの入園
11月ごろにホームページや広報紙などでお知らせします。
- 年度の途中入園
小竹こども園または福祉課までお問い合わせください。

こども園名	住所	問い合わせ先	入園		延長保育・一時預かり保育
			定員	受入	
小竹こども園 りんごルーム(0.1.2歳児)	勝野2746番地1	☎2-0187	55人	生後6か月から	平日 延長 保育
小竹こども園 わくわくルーム(3.4.5歳児)	勝野2746番地1	☎2-3855	125人	3歳から	平日 延長 保育

延長保育・一時預かり保育

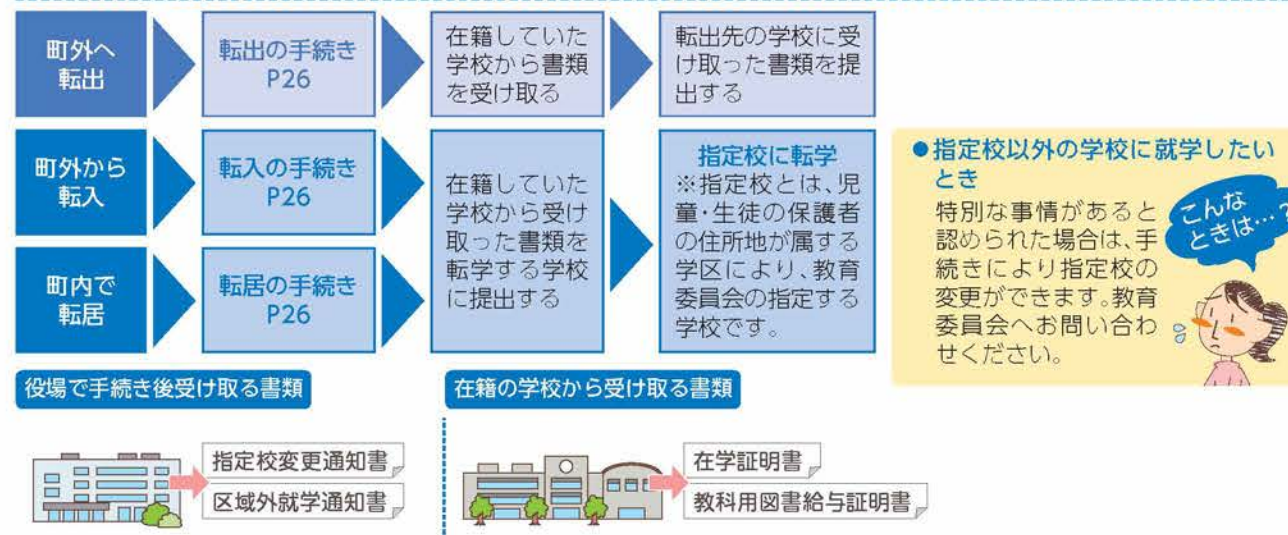
	延長保育	一時預かり保育	
		幼稚園型	一般型
対象者	現に小竹こども園に入園している児童のうち、保護者の勤務時間や通勤時間のため、通常の保育時間を超えて保育が必要な児童	小竹こども園に在籍する児童	町内に住所を有する家庭において保育を受けることが一時的困難になった生後おおむね6か月を経過した乳幼児
利用日・時間	<小竹こども園の開園日> 【保育標準時間】18時から19時まで 【保育短時間】16時30分から19時まで	【平日及び土曜日利用】 1月当たり25日以内 (登園日)教育時間終了から18時まで (登園日以外の日)8時30分から18時まで	【平日及び土曜日利用】 1月当たり14日以内 8時30分から17時15分まで
料金	1時間200円	1時間200円	1日2,000円 半日1,000円

教育

小・中学校に関する手続き

町内に住所がある児童・生徒は教育委員会が指定する小・中学校に入学していただきます。新入学生には、1月末までに自宅に「入学通知書」をお送りします。

引っ越した時の手続きの流れ



- 就学費用のことで困っているとき
経済的な理由で就学が困難と認められる児童・生徒の保護者の方へ、世帯の収入額に応じ学用品費・給食費などの一部を援助します。
- お子さんの心身状態に不安があるとき
発達の遅れや障がいのある児童・生徒について、就学に関する教育相談を行っています。

ごみ

ごみは、ルールを守って出しましょう。

町が収集するごみ

町指定ごみ袋以外のものや証紙を正しく貼っていないもの、ガムテープやひもで止めた袋は収集できません。またごみ袋の口は必ず結んでください。
※詳しくは、町ホームページのゴミ出し早見表をご覧ください。

区分	種類	出し方
燃えないごみ	固形燃料用ごみ	必ず「町指定ごみ袋」に入れて出してください。台所の生ごみは、水をよく切って出してください。50センチ以上のひも・ロープやタイヤ類は、燃えないごみに出してください。
	燃えないごみ	必ず「町指定ごみ袋」に入れて出してください。危険な物は、袋に【危険】と書き、かたい紙でしっかり包みましょう。針、カッター刃などは缶などのふた付きの容器に入れてください。
	粗大ごみ	家具類/ストーブ・ガスストーブ(必ず電池をはずす)/電化製品類/カーペット・布団・マットレスなど/原動機付き自転車(60cc以下)・自転車など
資源物	びん・缶	アルミ缶(3リットル以下のもの)/スチール缶(1リットル以下のもの)/ガラス製のびん/スプレー缶
	ペットボトル	ペットボトルマークのあるもの(飲料・酒・しょうゆ用のもののみ)
	紙類・衣類	新聞/雑誌/段ボール/牛乳パック/衣類など
	小型家電	デジタルカメラ/電卓/小型ゲーム機/携帯電話/電子機器付属品類など

※毎月第3日曜日午前9時から正午まで、旧小竹町役場にて資源回収事業を行っております。ご協力よろしくお願いします。

広告

未来へ残そう

快適 Amenty で Clean な地球

小竹町許可 一般清掃業(ごみ・し尿)

Amenty & Clean 株式会社 エーアンドシー

鞍手郡小竹町大字勝野1937 ☎ 09496-2-1197 FAX 09496-2-6765



町では収集できないごみ

区分	種類	出し方
家電リサイクル法対象品	エアコン(室外機も対象)/テレビ/冷蔵庫・冷凍庫/洗濯機・乾燥機	購入店、またはこれから買い換えをする小売店へ依頼、指定引取場所へ直接搬入などがあります。
その他	タイヤ・バッテリー/バイク(61cc以上)/建築廃材・瓦・土・石コンクリート破片/ガスボンベ/消火器/ワイヤーロープ/耐火金庫/大型機器類/ドラム缶/焼却灰/医療器具/廃油/花火(未使用)	購入店に引き取ってもらうか廃棄物処理許可業者に依頼してください。廃油はガソリンスタンド等に引き取ってもらってください。

①決まったごみを

②決まった日に

③決まった場所に

ごみはきちんと分別して収集日の朝8時までに出してください。
(地区の指定時間があればそれに従ってください)

- ごみステーションなどのまわりは、隣近所の迷惑にならないように、いつも清潔に利用しましょう。
- 前日には絶対出さないでください。猫やカラスが食い散らかし、ステーション付近が汚くなります。
- 家電製品・自転車などは、なるべく買い換えの時に引き取ってもらいましょう。
- ごみカレンダーを確認して収集日に出してください。ごみカレンダーは年1回広報紙と一緒に配布するほか、役場窓口などに置いてあります。

各地区のごみ収集日

収集区域	ごみの種類			
	固形燃料用ごみ	びん・缶	燃えないごみ	ペットボトル
毛勝区1・2・4組	毎週 火曜日・金曜日	第4水曜日	第4水曜日	第3土曜日
毛勝区3組・新多区・本町区・栄町区・勝野1区・勝野2区	毎週 月曜日・木曜日	第1水曜日	第2水曜日	第2水曜日
小竹区・峰畑区・芦北區・七福区・中央区	毎週 火曜日・金曜日	第4水曜日	第3水曜日	第3水曜日
新山崎区・南良津区・赤地区・兵丹区・御徳1区・御徳2区・御徳3区	毎週 火曜日・金曜日	第2水曜日	第3水曜日	第2水曜日

ゴールデンウィーク・お盆・年末年始は、収集が休みになる場合があります。

犬の登録・狂犬病予防接種

農政環境課 ☎2-1946

飼い犬の登録・狂犬病の予防接種・飼い犬の死亡届は、狂犬病予防法により義務付けられています。登録は犬の戸籍のようなものです。死亡の届け出、登録事項変更の届け出は必ず行ってください。

犬を飼ったら	予防接種	犬が死亡したら
登録は犬の生涯に一度です 生後90日を経過した日から な91犬が生後たったら上に	年に1回 (3月2日～翌年3月1日まで) 予防注射を受けた場合、狂犬病予防注射済票交付の手続きをしなければ予防注射を受けたことにはなりません。	
手続きができる場所		
1小竹町役場 2狂犬病予防注射集団接種会場またはお近くの動物病院もしくは獣医師様(毎年4月～5月の間に実施)	1狂犬病予防注射済票の交付には狂犬病予防注射済証明書が必要です。	小竹町役場
登録を申請	鑑札の交付	死亡届出書を提出
登録手数料 3,000円	狂犬病予防注射	狂犬病予防注射済票交付の手続き
	交付手数料 550円	必要なもの 鑑札・注射済票(返還)
飼い主が変わった・引っ越した 登録事項の変更届出書を提出 ●引っ越してきた場合は、以前の居住地の鑑札を窓口へ持ってきてください。 ●犬を譲る場合は、鑑札や注射済票と一緒に渡してください。		



広告

産業廃棄物中間処分業
産業廃棄物収集運搬業(福岡県全域)

県知事許可番号 4020116282
県知事許可番号 4000116282

TKS 有限会社 寺岡環境サービス
小竹町役場委託 一般廃棄物収集運搬業

小竹町新多 67-2 番地
TEL (09496)2-3749 FAX (09496)2-3759

宮若市自動車関連 清掃業務
平日・土曜日・日曜日
スタッフ随時募集中

詳しくはこちら↓

小竹町 新多 67-2 番地
TEL (09496)2-3749
FAX (09496)2-3759

広告

YOSHIMOTO ANIMAL HOSPITAL

よしもと動物病院

院長 吉本 浩輔

診療受付時間
月～水・金曜日 9:00～11:30/15:00～18:30
木曜日・土曜日 9:00～11:30/15:00～16:30
第3土曜日・日曜日・祝日 休診

宮若市本城51-2
TEL 0949-32-1299

本城交差点 21 ルミエール 21 宮若市



水道を使い始めたり止めたりするときは、届け出が必要です。

水道の利用開始と中止



引っ越しが決まったら…

転入、町内転居の場合

水道の利用を開始

開始(開栓)届の提出
【必要なもの】
・印鑑
・身分証明書等ご本人様の確認できるもの
・通帳・届出印鑑

町外への転出、転居の場合

水道の利用を中止

中止(閉栓)届の提出
【必要なもの】
・印鑑
・身分証明書等ご本人様の確認できるもの



引っ越しの日の1週間前を目安に、まずは上下水道課に電話連絡を…
下記の必要事項についてお伝えください。

※電話連絡のみの開栓(閉栓)は行っていません。必ず窓口での書面手続きが必要です。

- 1 住所・氏名
- 2 利用開始予定日
- 3 電話番号



- 1 給水番号
(「請求書」「水道使用量等のお知らせ(検針票)」に記載されています。)
- 2 現住所・契約者氏名・電話番号
- 3 引っ越し予定日
(最後に使用する日)
- 4 引っ越し先の住所・電話番号

⚠ 届け出を行わずに無断で使用された場合、停水処分となることがあります。

⚠ 届け出を行わずに転出・転居された場合、その後の使用量の負担が生じる場合があります。

自分でできる漏水の確認方法

まず敷地内にある水道の蛇口をすべて閉めましょう。その後、水道メーターのパイロットマークを調べ、少しでも回っていたらどこかで水が漏れていることになります。



すぐに小竹町指定の水道業者へ修理を依頼してください。

水道料金について

水道料金は、メーターから計算した使用量に基づいて算定します。

- 検針をする2か月の間に水道の使用を開始、または止めたときは、その使用月数に応じた基本料金に当該従量料金を加算した額を請求します。
- 水道料金を指定納期限内にお支払い頂けない場合、給水を停止することがありますので、ご注意ください。

【支払い方法】

料金の請求は、下水道料金とあわせて毎月請求します。
下記取扱窓口にてお支払いください。

- 1 町役場本庁
- 2 取扱金融機関

福岡銀行・西日本シティ銀行・飯塚信用金庫・福岡ひびき信用金庫・直轄農業協同組合・ゆうちょ銀行

料金の支払いは、便利な「口座振替」がおすすめです！

町上下水道課窓口にてお申し込みください。

お支払日は納付書の場合は毎月月末日。口座振替の場合は、毎月25日(振替日が休日の場合は翌営業日)です。
必要なもの：通帳、届出印鑑

きれいな水で、快適な暮らしを。

汚れた水を集めてきれいな水によみがえらせる下水道は、快適な生活を支える重要な施設です。公共下水道や農業集落排水を利用できる区域にお住まいで、下水道へまだ接続されていない方は、早めの接続工事をお願いします。



下水道使用料

下水道使用料は、下水道施設の維持管理に必要な費用の一部を負担いただくものです。公共下水道の場合は、使用量に応じて算定され、上水道の料金と一緒に請求します。農業集落排水の場合は、世帯人数に応じて算定されます。使用料は、納期限内にお支払いください。また、便利な口座振替をご利用ください。



こんな場合は手続きを

下水道使用区域で、次のような場合には届け出の手続きをしてください。

- 転入、転出をされる時
- 家・土地の使用人や所有者が変わるとき
- 井戸水使用や井戸水併用を使用している世帯の人数が変わるとき(公共下水道の場合)

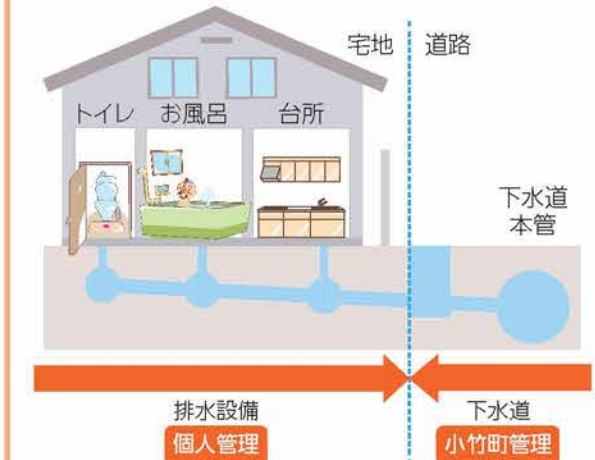


浄化槽

下水道未整備区域は、浄化槽を設置してし尿と生活雑排水を処理します。なお、浄化槽は定期的な点検や検査などが必要です。
詳しくは、農政環境課(☎2-1946)へお問い合わせください。

下水道の利用と維持管理

家庭からの汚水を下水道に流すために、宅地内に設置された樹や排水管を排水設備といいます。これら排水設備は個人の財産となりますので、個人で維持管理を行っていただくことになります。



下水道に流してはいけないもの…

下水道はみんなの施設です。管を詰まらせたり、処理場に悪影響を及ぼすものは流さないでください。

【例】台所の食品くず・残飯、天ぷら油、ガソリン、アルコール、薬品など

※食器洗いや洗濯などに使う洗剤は、できるだけ「無リン」のものを使ってください。また、水洗トイレでは溶ける紙(トイレットペーパー)を使ってください。

もしも排水設備が詰まったら

(トイレ、台所、風呂場なども)
町指定の排水設備工事店にご連絡ください。



水道・衛生・冷暖房工事 下水道工事

浄化槽工事 土木一式工事

有限会社 野見山設備

福岡県鞍手郡小竹町勝野2996-1

TEL.09496-2-6566 FAX.09496-2-6566

相談・自治会

各種相談

相談の種別	内容	窓口
法律相談	弁護士が対応し、年24回開催します。受付は、開催日の12時から13時までです。	社会福祉協議会 ☎2-2028
行政相談	行政相談委員が行政サービスに関する相談や行政の仕組みや手続きに関する相談を受け付け、相談者への助言などを行います。	企画調整課 ☎2-1214
税務相談	納期限内に納められないなど、納税に関する相談を受け付けます。	税務住民課 ☎2-1216
人権相談	人権の侵害や差別で困ったとき、人権擁護委員などが随時相談に応じます。	税務住民課 ☎2-1217
高齢者総合相談	高齢者が、生活していくうえで困ったことなどがあつたときの相談に応じます。	福祉課 ☎2-1219
消費生活相談	消費生活や多重債務に関する相談を受け付けます。	企画調整課 ☎2-1214

あなたも自治会へ

☎企画調整課 ☎2-1214

一日も早く地域に親しんでいただき、町政や地域の情報を確実に入手していただくため、自治会に加入しましょう。

自治会ではふれあいを通して住みよいまちづくり活動を行っています

環境美化活動

道路・河川・公園など生活に身近な場所の環境美化に取り組んでいます。

広報紙などの配布

町が発行する広報紙やお知らせなどを配布します。また、地域で行われる行事など身近な情報もお知らせします。

親睦行事の実施

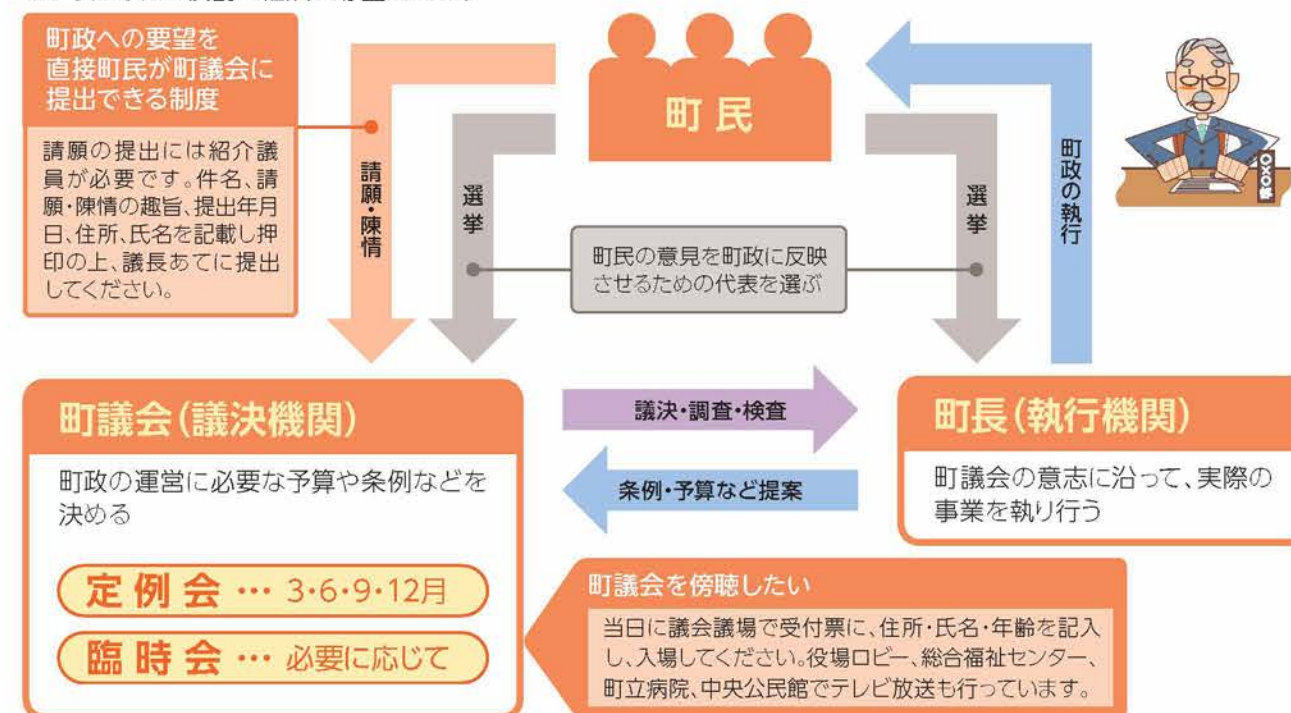
地域住民との交流や親睦を深めるため、盆踊りや子ども会活動、敬老会などのコミュニティ事業を開催します。

議会・選挙

町議会のしくみ

☎議会事務局 ☎2-1967

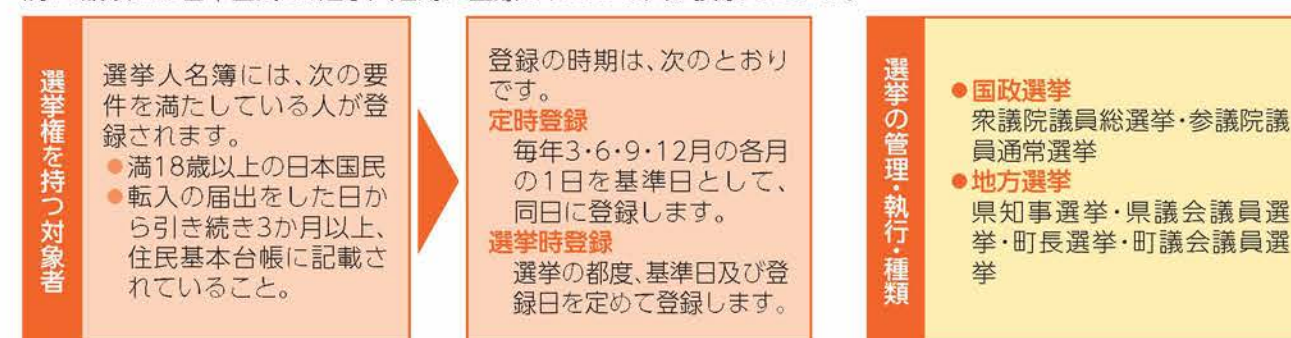
町議会と町長は、直接選挙によって選ばれた、私たちの代表です。町民の声を反映した、よりよいまちづくりを目指して、それぞれの役割と権限を尊重します。



選挙権

☎選挙管理委員会 ☎2-1212

満18歳以上の日本国民で、選挙人名簿に登録されている人が投票できます。



こんな投票もできます

投票の種類	対象者	投票場所	備考
期日前投票	仕事や用事で投票日に投票所に行けない人	小竹町役場内小竹町選挙管理委員会事務局	
不在者投票	入院・出張・旅行・住所移転・その他やむを得ない理由で投票所に行けない人	他の市区町村や指定病院など	郵送等に時間がかかる場合がありますので、利用される場合は、選挙管理委員会事務局へお早めにお問い合わせください。
郵便投票	「身体障害者手帳」「戦傷病者手帳」「介護保険被保険者証」をお持ちの人	自宅	障がいの種別や程度によって異なります。この制度を利用される場合は、「郵便投票証明書」が必要です。詳しくは、選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。



相談・自治会

広告

土地・建物にお困りの方はご相談下さい
(表示登記に関するご相談)

津野土地家屋調査士事務所

土地家屋調査士 **津野伸行**

宮若市宮田4722番地の2
TEL(0949)33-2037



議会・選挙

かかりつけ医・かかりつけ薬局を持ちましょう

病院・医院 (令和3年8月31日現在)

名 称	所在地	電話番号
加来医院	小竹町勝野3547-2	(09496) 2-0055
菊地医院	小竹町御徳1972-2	(09496) 2-1861
林医院	小竹町新山崎1039-1	(09496) 2-8008
小竹町立病院	小竹町勝野1191	(09496) 2-0282
整形外科健成クリニック	小竹町勝野3474-1	(09496) 6-3111



歯科 (令和3年8月31日現在)

名 称	所在地	電話番号
古賀歯科医院	小竹町新多21-14	(09496) 2-4788
野田歯科医院	小竹町勝野4061-1	(09496) 2-0003
福田歯科医院	小竹町御徳1972	(09496) 2-3599
やはら歯科医院	小竹町勝野3318	(09496) 2-0236



薬剤 (令和3年8月31日現在)

名 称	所在地	電話番号
ちくし小竹薬局	小竹町勝野3472-25	(09496) 6-8077
そうごう薬局小竹店	小竹町勝野1159-1	(09496) 6-1061
えび寿薬局	小竹町御徳1972-47	(09496) 2-1040



まずは小竹町商工会に相談してみてください!!

商工会とは

商工会は「商工会法」に基づいて運営されている、地域に密着した商工業者のための総合経済団体です。

商工会の事業活動

さまざまな面から 経営をサポート!!

- 専門家による個別指導が受けられます!
- 各種の講習会・研修会をご案内します!
- 公的融資の斡旋を行います!



税務申告や経理にも お役にたってます!!

- 記帳代行で日々の負担を軽く!
- 委嘱税理士による決算申告の相談・指導を行います!(個人事業所のみ)



安定した企業環境を 整えます!!

- 労働保険の事務代行により、雇用保険と労災保険の加入手続きや確定申告を行うことで、煩雑な事務を軽減!



商工会会員だけの お得な共済!!

- 全国商工会会員福祉共済
けが、病気、がんの補償を手軽な掛金で!
- 商工貯蓄共済
貯蓄・融資・保障・医療の4つの充実!



ご加入希望の方やお問い合わせは小竹町商工会までご連絡下さい!

小竹町商工会

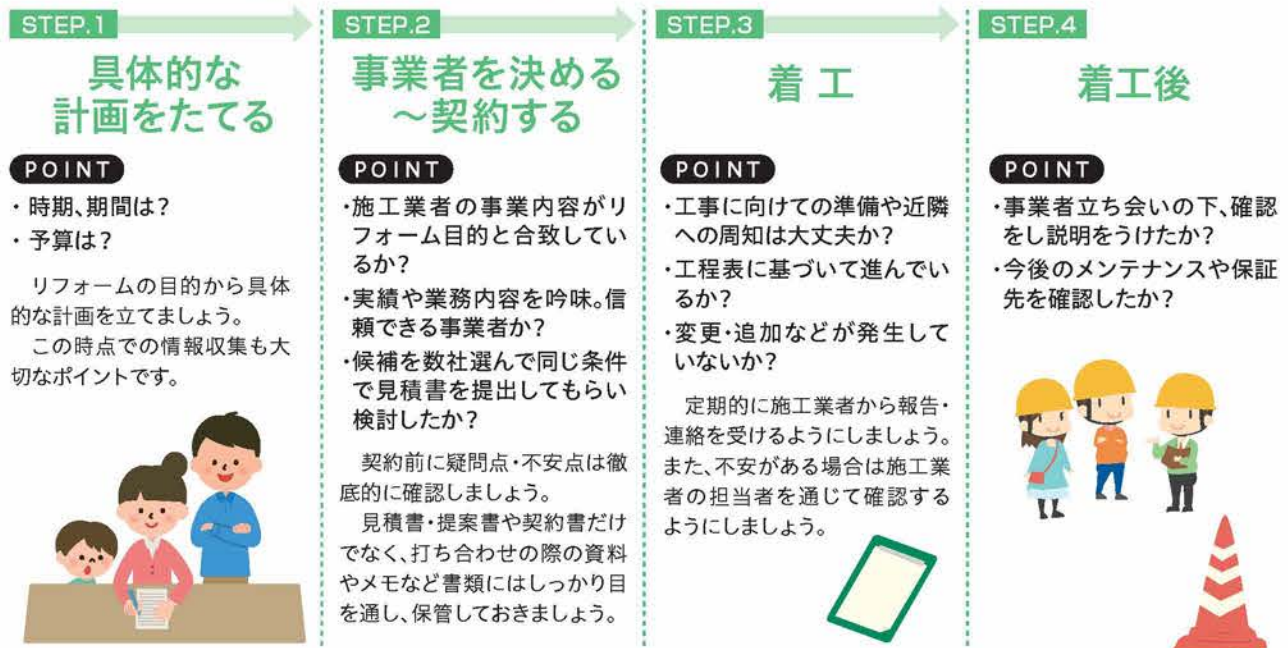
TEL 09496-2-0315 FAX 09496-2-5163

小竹町大字勝野3519-6 ホームページ <https://kotake39.wixsite.com/mysite>



リフォームの基礎知識

リフォームの進め方とポイント



リフォームの疑問

- | | | |
|--|---|--|
| <p>Q リフォームの費用はどのくらいかかりますか？</p> <p>A 改装の範囲で変わっていきます</p> <p>建物の一部分の改装もリフォームですし、全面改装でもリフォームです。当然のことですが、手を加えれば加える程かかる費用は増えていきます。例えば、畳敷きの6畳間をフローリングに替える場合は十数万円ですが、家全体に及ぶ大掛かりな改装の場合は、建替えの方が安くなる事もあります。</p> | <p>Q 満足いくリフォームのポイントは？</p> <p>A まずは現在の不満点を挙げてみましょう</p> <p>現在のお住まいの不満のある所をリストアップする事をおすすめします。そうする事でただ漠然と不満に感じていた事も具体的に検討出来るようになり、優先順位をつけて内容の整理もしやすくなります。また、キッチンなどの設備の取り替えをお考えの場合は、ショールームなどで実際に見て触ってみる事も重要です。</p> | <p>Q 信頼のおける業者とは？</p> <p>A 2～3社は候補を挙げて比較しましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> ●費用の安さで決めずに、契約内容に納得した上で契約をかわしましょう。 ●建築士や増改築相談員などの資格者がいるか確認しましょう。 ●経験豊富で実績がある事業者かどうか確認しましょう。 ●アフターフォローはどうか、必ず確認しましょう。 |
|--|---|--|

コンクリートのことなら!!

福岡ILB株式会社
WITH ALL OUR MIND



※施工例

〒820-1103 小竹町大字勝野 3132
TEL 09496-2-1144
FAX 09496-2-1184
 URL: <http://f-ilb.com>



株式会社サイネックスによる編集記事ページです | ここは有料広告掲載ページです

TOTAL INTERIOR PLANNING

インテリア ささがき

クロス工事・ブラインド・カーテン・アコーディオンカーテン・舞台幕・ジュタン・クッションフロア・長尺シート・外内装工事一式

☎ **09496-2-5551**
 FAX **09496-2-5680**
 勝野3629-1

塗装の事ならお任せ下さい

清水産業

- 防水工事
- 外壁工事
- 塗装工事
- リフォーム

小竹町大字御徳1984番地
 ☎ **09496-2-0638**
 FAX **09496-6-8003**



住まいの整備に関する補助金

介護保険制度では、「要支援1～2」や「要介護1～5」と認定された方が、自宅で生活をしやすい住環境にするための手すりの取り付けや段差解消などの、住宅改修に対して費用が支給されます。また介護保険制度とは別に、高齢者向けや障がい者向けに住宅改修に助成金を支給しているところもあります。工事をお考えの際には事前に自治体に相談してみると良いでしょう。

バリアフリー住宅

バリアフリー住宅は、お年寄りや障がいを抱えている方でも住みやすい生活をおくれる住宅のことです。床の段差をなくしたり、階段に手すりを取り付けるなどいつまでも安全で暮らしやすい家で子どもから高齢のご両親まで、みんなが居心地よく住めることが重要です。



業者の探し方

最近では自社ホームページを持っているリフォーム会社も多いようです。ポストに入ってくるチラシも情報収集のチャンスです。またご近所や知り合いでリフォーム工事をした家があったら、その会社がどんな対応だったか聞いてみるのも一つの手です。



リフォームと建築基準法

リフォーム時には、住宅に関する法律についても知っておく必要があります。通常業者さんが把握しており問題の起こることはあまりありませんが、知っておきたい法律としては建築基準法があります。建築基準法は住宅の安全性、居住性、周辺環境への配慮を目的としている法律で、新築だけでなくリフォーム時にも適用されるので注意が必要です。

自然塗料

室内の床や壁、柱、家具などの木製品は、多くは何らかの塗装がされています。特に大量生産の製品はそのほとんどに化学塗料が使われています。近年、シックハウス症候群の原因となる、化学物質による室内の空気汚染が問題視されています。お子さんやご家族がアレルギー体質なら業者にまず相談する必要があるでしょう。



健康マップ

地図のページに関しましては、該当ページに広告をご掲載
いただきました施設の情報のみ表示しています。



内科・循環器内科
しもかわクリニック
診療科目 内科・循環器内科 院長：下川 雄弘

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00~12:00	○	○	○	○	○	○
14:00~18:00	○	○	○	○	○	○

休診日 日曜・祝祭日/土曜午後
宮若市磯光 1236-1
TEL 0949-28-7310

鴨川歯科医院
DENTAL CLINIC

受付時間
平 日 9:00~18:30(昼休13:00~14:30)
木曜日 9:00~12:00(午後 休診)
土曜日 9:00~13:00
休診日 日曜日・祝日

宮若市磯光1378
TEL 0949-32-0553

気持ちよく眠り
につくために

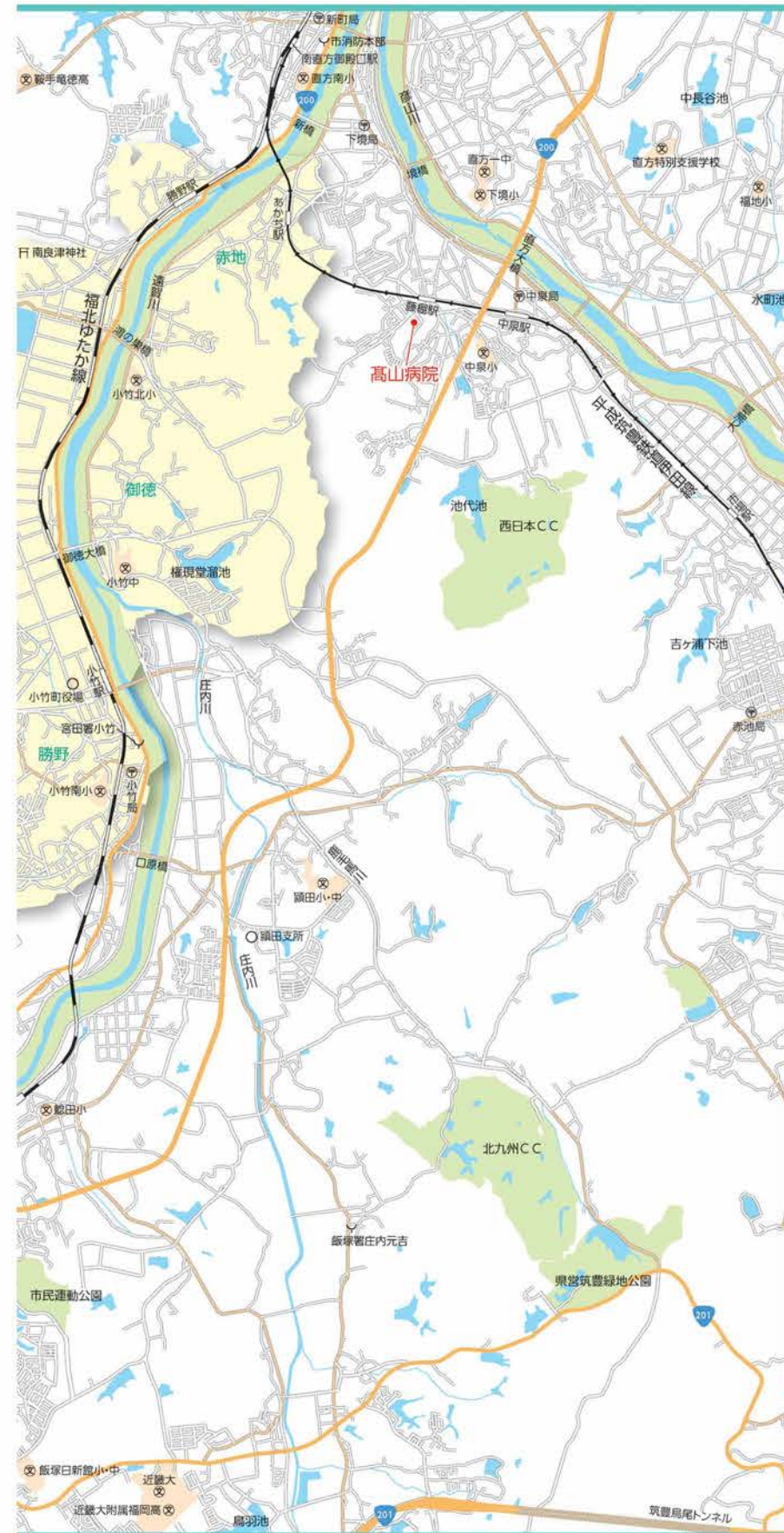
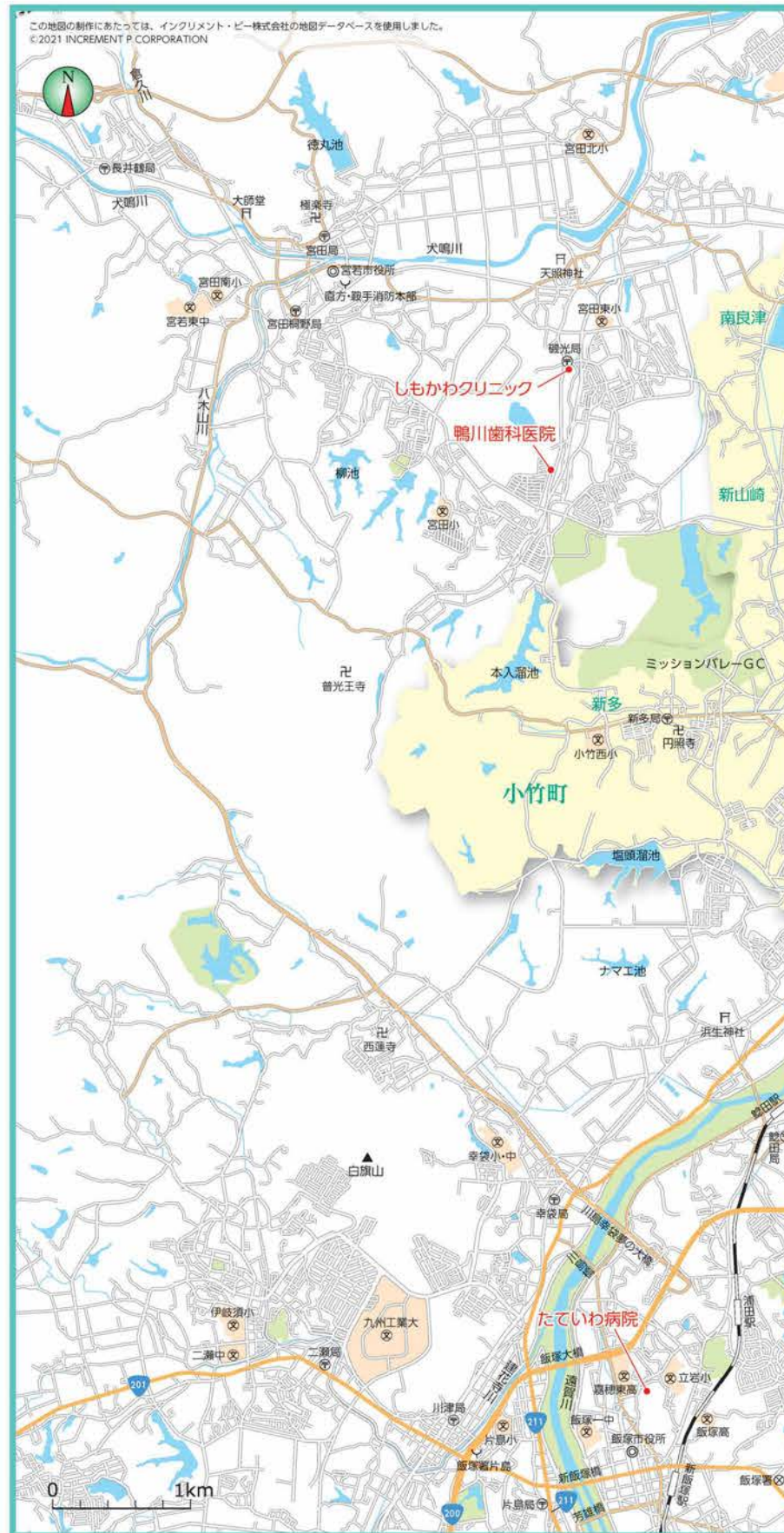
① 寝る前にリラックス タイムをもとう

お風呂は、ぬるめのお湯にゆっくりと入って。寝つきの悪い人は、軽い読書やマッサージ、音楽を聴いたり、神経を鎮める香りを利用するなど、「お休みの儀式」を自分なりに工夫してみましょう。



② 寝酒は不眠の元

寝酒は睡眠薬代わりにはなりません。少量なら麻酔作用で眠りやすくなりますが、短時間で作用が切れ、目が覚めてしまうことも。慣れると量が増えて精神的・身体的問題が起こりやすくなります。また、飲みすぎると翌朝に疲れが残るものになります。



ここは有料広告掲載ページです

診療科目：精神科 内科・歯科
心療内科・リハビリテーション科
社会復帰施設：精神科 デイケア
重度認知症デイケア
精神障害者グループホーム

医療法人 橋 翠会 高山病院
直方市大字下境3910-50
TEL (0949) 22-3661 (代)
<http://www.nogata-fukusuikai.jp>

心療内科・精神科
医療法人 飯塚恵仁会

たていわ病院
TATEIWA HOSPITAL

【受付時間】午前9時~12時 午後2時~4時半
【初診】午前9時~11時半 午後2時~3時半
(初診の方は事前にご連絡ください)
※土曜は午前のみ 休診 日・祝日
飯塚市立岩1725(嘉穂東高校ウラ)
TEL (0948) 22-2611

心と体の
リラクゼーション法

① アロマセラピーを 利用してみよう

アロマセラピーとは、植物の精油で、主にその香りをかぐことで健康に導くというもの。自分の好きな香りの精油をベースオイルで薄めてマッサージしたり、アロマポットに数滴垂らし、温めて香りを楽しみましょう。



② リラックス呼吸法

簡単な呼吸法で、体の緊張をほぐしてみましょう。
口を軽くあけて、ハァとため息をついてください。苦しくならない程度に長く息を吐いたら、少し息を止めて休みます。息を吸うのは自然にまかせ、吸ったら、またハァと吐いて休む、というのを繰り返します。吐く息に集中するのがポイント。気分が落ち着くまで何回でもやってみましょう。



生活ガイド



生活ガイド

葬儀について

※掲載の記事に関しましては、一般的な仏式の慣習を掲載したものであり、各宗教や宗派または地域により異なる場合がございます。

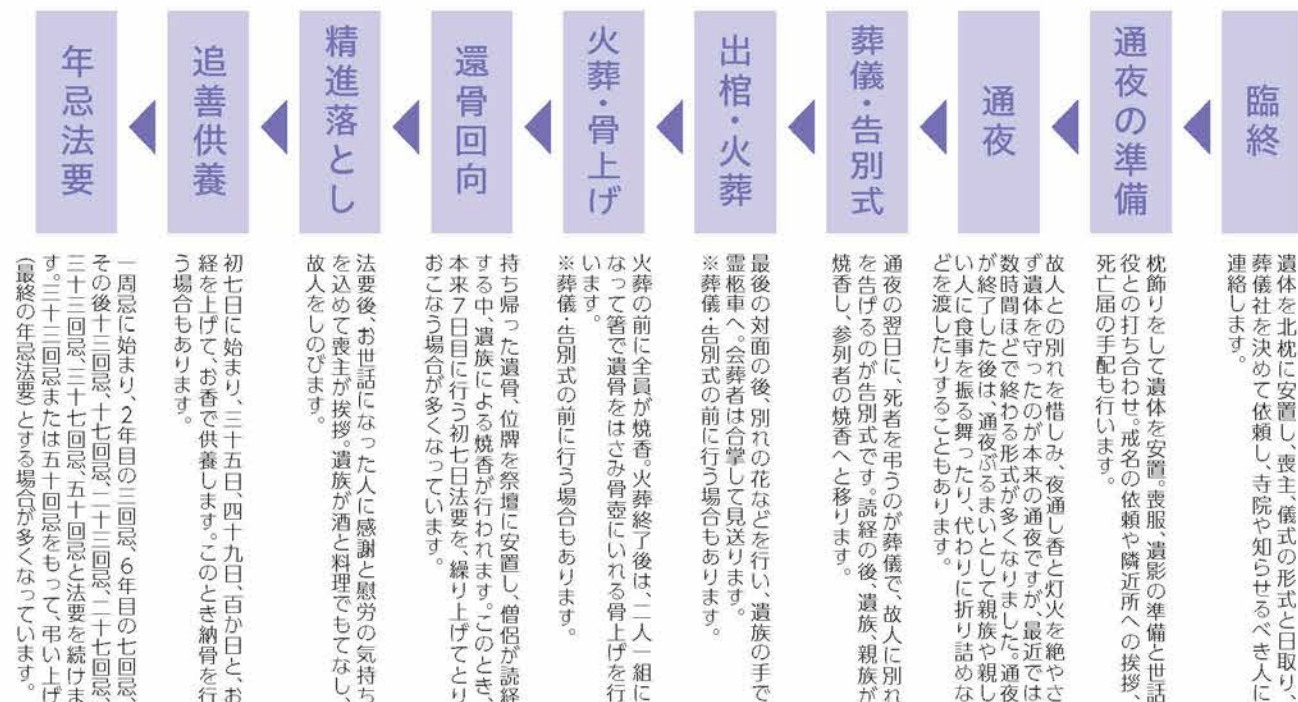


日常生活の中で、できるだけ考えたくないことかもしれませんが、どのような人生にも終焉は訪れます。誰もがいつかは遺族になり、告別式の参列者になることも避けられません。悲しみに打ちひしがれ、心も動転するような場面で、遺族や親しい人々を支えるために、しきたりや作法があるともいえます。最近は死を忌むべきことと考えるより、人生を全うすることとして、自らの葬儀の演出を前もって指示しておいたり、希望を伝えておいたりすることも広まってきました。いざというとき慌てないために、基本的な葬儀や法要の流れ、会葬のマナーは心得ておきましょう。

弔事の流れ

臨終から
法要まで

葬儀は人生最後の儀式。弔事の一つひとつにしきたりがあり、意味があります。地方によって、また宗教や宗派によって名称や作法は異なりますが、大方の流れは次のようになります。



株式会社サイネックスによる編集記事ページです | ここは有料広告掲載ページです

編集後記

「小竹町 暮らしの便利帳」は、小竹町にお住まいの皆様方へ、町の行政情報をお届けするとともに、地域企業の発展につなげることを目的として発行いたしました。

また、町民の皆様方に、より利便性の高い情報源としてご利用いただけるよう、官民協働事業として小竹町と株式会社サイネックスとの共同発行としました。

「小竹町 暮らしの便利帳」は、地域の各団体及び事業者の皆様のご協力により、行政機関への設置はもとより、小竹町の全世帯へ無償配布することができました。あらためて心より厚くお礼申し上げます。

■「小竹町 暮らしの便利帳」に掲載の行政情報は、令和3年8月1日現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報の内容・手続き等で不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。

■また掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報としてご活用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。

小竹町 暮らしの便利帳

令和3年11月発行

発行

小竹町／株式会社サイネックス

制作

株式会社サイネックス
〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15
TEL.06-6766-3333(大代表)

広告販売

株式会社サイネックス 北九州支店
〒802-0804 福岡県北九州市小倉南区下城野1-9-18
TEL.093-288-5630

※掲載している広告は、令和3年10月現在の情報です。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

無断で複写、転載することはご遠慮ください。

もしもの時に備えて、大切なご家族のためにできること…

一般葬・家族葬・自由葬・直葬、各ご宗派対応できます

筑豊エリア版
こちらからどうぞ

お葬式のしらゆり会館

0120-80-5129

飯塚・鯉田会場 会場概要 スイートホール
■大ホール(250名様まで対応) ■小ホール(10~30名様まで対応)
福岡県飯塚市鯉田 2324-1 ☎0948-26-3112

飯塚・上三緒会場 会場概要 ベーシックホール
■大ホール(200名様まで対応) ■小ホール(10~50名様まで対応)
福岡県飯塚市上三緒 871-9 ☎0948-21-3444

小竹・鯉田会場 会場概要 ベーシックホール
■大ホール(200名様まで対応) ■小ホール(10~50名様まで対応)
福岡県飯塚市鯉田 1089-1 ☎0948-92-1919

24時間年中無休 <http://www.yamasou1919.co.jp/>

YAMASOU 協賛
葬儀会社・火葬場・お墓
株式会社エース・サポート

ホームページから「簡単見積り」
ができます

しらゆり会館 検索



小竹町

Kotake Town